

新県立中央図書館基本計画



平成31年3月策定
令和2年8月改定

静岡県教育委員会

はじめに

静岡県の県立図書館は、大正14年に「静岡県立図書館葵文庫」として駿府城外堀の一角に開館した。「葵文庫」の名称は、徳川家の記念事業でできた図書館であること、蔵書に江戸幕府旧蔵資料を多数含んでいたことから、徳川家の家紋に因んでつけたものである。その後、昭和44年に移転、「静岡県立中央図書館」と名を変え、現在の場所で運営されている。

現在の県立図書館は建設されてから長い年月が経過している。老朽化が進み、空調設備や下水設備等の度重なる不調、館内の照度不足、駅から遠い立地、駐車場不足、収蔵施設の狭隘化、ユニバーサルデザインへの対応等、多数の問題があるほか、耐震性についても恒久的な対策が施されていないなど、建物・設備両面において数々の課題を抱えている。

一方、東静岡駅南口県有地に県が計画する「文化力の拠点」基本構想において、図書室機能が当初から想定されていたが、こうした現状を受け、県立中央図書館の機能を「文化力の拠点」と現有施設とで機能分担してまかなう案が浮上した。これを受けて教育委員会では、機能分担を前提に新たな県立中央図書館の構想、機能等の在り方について平成28年度に有識者会議を設置して検討を行った。

平成29年度、現図書館の資料棟閲覧室床にひび割れが確認されたことが契機となり、県議会9月定例会において、知事から東静岡駅南口県有地「文化力の拠点」に全館を移転整備する方針が表明された。そこで、教育委員会では再度、有識者会議を設置し、前年度に検討していた内容をベースに全館移転方針に合わせて内容の再検討を行った。また、県内3会場で一般県民が参加する意見交換会、県内図書館へのアンケート実施及び聞き取り等でいただいた意見を参考に、平成30年3月に図書館整備についての基本的な考え方を取りまとめた「「文化力の拠点」施設における新県立中央図書館基本構想」を策定した。

平成30年度は、基本構想を踏まえ、新県立中央図書館の整備計画において指針となる基本計画の策定を行った。引き続き有識者会議を設置して検討するとともに、「文化力の拠点」プロジェクト・チーム全体との調整、パブリックコメントの実施などを経て、平成31年3月に「「文化力の拠点」における新県立中央図書館基本計画」を策定した。本計画は、基本構想で示された県立図書館の実現に必要な各要素について具体例を挙げ、整備計画の指針となるべく取りまとめ、図書館が目指すべき方向性を示したものである。従来の図書館サービスの拡大に加え、「文化力の拠点」の整備方針に沿った文化創造や県民交流機能も備えた、新しいタイプの図書館を目指すことを表明した。

その後、県議会からの意見を踏まえ、令和2年1月に「文化力の拠点」の整備計画は白紙とし、県立中央図書館を先行整備する方針とした。

この方針変更に合わせて基本計画を見直したのが、今回策定した「新県立中央図書館基本計画（令和2年改定版）」である。

改定にあたって

県立中央図書館を東静岡駅南口県有地に先行整備するという方針となったため、今回の改定では、「文化力の拠点」を前提とした要素は除き、県立中央図書館の整備としてどのようなものが望ましいかという観点で全体を見直した。

基本構想で目指すべき姿として掲げた4つの柱については、県内唯一の県立図書館として、県域全体の生涯学習・読書活動の拠点であるとともに、時代の変化の中で新しいタイプの図書館を目指すべきことには変わりはなく、これを堅持することとした。このうち、4つ目の柱「県民が出会い交わり、新しい文化を育む図書館」については、図書館の必要機能として整理し直した。（p.1「1-1 新県立中央図書館基本構想」）

また、前回の基本計画における第6章「文化力の拠点」として実現する機能」は全面的に改定し、「県民の交流による新たな文化の創造と発信」として、新しい時代のニーズに沿った新しいタイプの図書館となるために必要な機能を記載した。（p.34～37「6 県民の交流による新たな文化の創造と発信」）

このほか、全体にわたり、「文化力の拠点」を前提とした記述は、図書館先行整備の観点で見直し、改めた。

本計画に基づき、新県立中央図書館は「葵文庫」時代から受け継いだ業務を発展させ、多様な県民のニーズを把握し適切な支援を行うとともに、従来の図書館の枠にとらわれない新時代の情報拠点として、人々を惹きつける場所となることを目指して整備を推進していく。

目次

1	新県立中央図書館の在り方.....	1
1-1	新県立中央図書館基本構想.....	1
1-2	新県立中央図書館基本構想の具現化.....	2
1-3	新県立中央図書館における主な事業の新設及び拡大.....	3
2	図書館サービス計画.....	4
2-1	資料提供サービス.....	4
2-1-1	閲覧及び配架.....	4
2-1-2	貸出及び返却.....	4
2-1-3	リクエスト（予約・購入・借受）サービス.....	5
2-1-4	複写サービス.....	5
2-2	情報提供サービス.....	6
2-2-1	レファレンスサービス.....	6
2-2-2	課題解決型サービス.....	6
2-3	対象別サービス.....	8
2-3-1	乳幼児・児童サービス.....	9
2-3-2	ティーンズサービス.....	10
2-3-3	学生・留学生向けサービス.....	10
2-3-4	社会人向けサービス.....	11
2-3-5	高齢者向けサービス.....	11
2-3-6	障害のある人向けサービス.....	12
2-3-7	外国人等向けサービス.....	12
2-3-8	非来館型サービス.....	13
2-4	デジタルデータの活用.....	13
2-4-1	ふじのくにアーカイブの活用.....	13
2-4-2	“ふじのくに”情報（オープンデータ）データベースの整備.....	14
2-5	講座・イベント活動.....	14
2-6	展示活動.....	16
2-7	広報活動.....	17
2-8	ウェブサイトによるサービス.....	17
2-9	図書館リテラシーの育成.....	18
2-10	見学者、職場体験への対応.....	18
2-11	歴史的公文書へのアクセス.....	18
2-12	歴史文化情報センター（県史編さん収集資料）.....	18
2-13	関係機関との連携.....	19
3	市町立図書館等への支援.....	21
3-1	協力貸出（市町立図書館等への貸出）.....	21
3-2	市町立図書館からのレファレンス受付.....	21
3-3	研修.....	22

目次

3-3-1	市町立図書館等職員向け研修	22
3-3-2	学校図書館関係職員向け研修	22
3-3-3	図書館ボランティア向け研修	22
3-4	情報ネットワークシステムの整備	23
3-4-1	横断検索システム	23
3-4-2	相互貸借システム	24
3-4-3	県内図書館職員の情報共有システム	24
3-4-4	地域資料の書誌提供システム	24
3-4-5	新聞雑誌総合目録システム	24
3-4-6	その他の情報ネットワークシステム	24
3-5	資料搬送網の整備	25
3-6	関連図書館等との連携	25
3-6-1	学校図書館への支援	25
3-6-2	大学・専門図書館等との連携・協力	25
3-6-3	県外の図書館等との連携・協力	25
3-7	運営支援	26
3-7-1	図書館未設置自治体支援	26
3-7-2	運営相談・情報交換	26
3-8	職員の研修交流・派遣	26
3-9	先進的サービスの調査研究及びモデル事業の実施	26
4	資料整備計画	27
4-1	資料収集方針	27
4-2	資料収集計画	27
4-2-1	一般資料	27
4-2-2	児童資料	28
4-2-3	ティーンズ世代向け資料	28
4-2-4	参考図書	28
4-2-5	新聞	28
4-2-6	雑誌	29
4-2-7	地域資料	29
4-2-8	外国語資料	29
4-2-9	高齢者が利用しやすい資料	30
4-2-10	障害のある人等が利用しやすい資料	30
4-2-11	視聴覚資料	30
4-2-12	電子資料	30
4-3	資料保存方針	30
4-4	資料のデジタル化	31
5	「読書県しずおか」の推進	32

目次

5-1	読書活動の調査・研究・支援	32
5-2	子どもの読書活動推進	32
5-3	読書活動の推進に関わる人材の育成	33
5-4	読書活動の推進に関する事業等の開催	33
5-5	学校教育との連携	33
6	県民の交流による新たな文化の創造と発信	34
6-1	多彩な情報との出会いの場	34
6-2	人と人との出会いの場	35
6-3	新たな文化の創造・発信	36
6-4	学び・交流・創造の文化循環	36
7	施設整備計画	38
7-1	整備基本方針	38
7-2	年間来館者数の設定	40
7-3	収蔵冊数の設定	40
7-3-1	開架冊数の設定	41
7-3-2	公開書庫の設定	41
7-3-3	閉架書庫の設定	42
7-4	閲覧席の設定	42
7-5	必要諸室の設定	43
7-5-1	必要機能空間	43
7-5-2	機能相関図	44
7-5-3	諸室コンセプト	45
7-6	各種の設定	46
7-6-1	スペースの配置	46
7-6-2	家具・備品・サイン	46
7-6-3	駐車場	47
8	管理運営体制	48
8-1	開館時間・休館日	48
8-2	業務体制	49
8-2-1	業務概要	49
8-2-2	職員人数の算定	49
8-2-3	職員勤務体制	50
8-2-4	災害への備え	50
8-3	運営方法	51
8-3-1	図書館の運営形態と民間の裁量範囲	51
8-3-2	新県立中央図書館の運営	51
8-3-3	ボランティアの参画	52
8-3-4	職員の研修体制	52

目次


8-3-5 図書館評価・利用統計.....	53
9 図書館運営を支えるICT.....	54
9-1 ICT活用の基本方針.....	54
9-2 外部データベースの活用.....	55
9-3 インターネットの活用.....	55
9-4 新規メディアへの対応.....	55
10 建設から開館まで.....	56

1 新県立中央図書館の在り方

1-1 新県立中央図書館基本構想

新県立中央図書館基本構想の概要を以下に示す。

新県立中央図書館基本構想の概要

	<p>目指すべき姿</p> <p>○県民のニーズに応えるため、時代の変化に適切に対応しつつ、県内図書館の中核として県内市町立図書館を支援し、住民一人一人の生涯学習を支える、自立を支援する、地域づくりに貢献する、静岡の発展に寄与する等、<u>知のインフラ（社会資本）としての役割を継続する</u></p> <p>○未来につながる図書館として、紙の書籍にとらわれず、電子メディアや映像、実物等の展示、さらには人の持つ知恵や経験といった<u>多様な情報資源を”知の財産”として共有</u>できる場、駅前の立地を生かしてより多くの県民に親しまれ、<u>様々な人々が集い、出会い、交流し、居心地よく過ごすことのできる場</u>となることにより、生涯を通じた学習活動、知的生産活動が行われ、<u>静岡の新たな文化を創造・発信する（礎となる）新しいタイプの図書館</u>として生まれ変わる</p>
---	--



<p>①「県民の生涯学習・読書活動の拠点としての図書館」</p>	<p>ア 県民の生涯学習支援機能 イ 資料・情報の提供機能 ウ 県民の読書活動推進機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料・情報の収集体制の整備、様々な学びの支援 ・レファレンス、課題解決支援、情報支援 ・県域全体の読書活動推進のための環境整備
<p>②「“ふじのくに”のことなら何でもわかる図書館」</p>	<p>ア 「ふじのくに」文化の継承機能 イ 「ふじのくに」文化の発信機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資料・情報の網羅的な収集、デジタル化 ・歴史的資料の保存・整理・公開 ・地域資料・情報を核としたイベントの実施 ・MLA連携の実施 ・静岡県地域産業等への理解促進
<p>③「県内市町立図書館等を強力に支援する図書館」</p>	<p>ア 県内図書館ネットワークを支える中核的図書館機能 イ 市町立図書館の運営支援機能 ウ その他の機関等への支援機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館間の情報ネットワーク化の推進 ・資料搬送網の整備 ・市町立図書館職員の研修の充実 ・県内公共機関等への支援（行政、学校等）
<p>④「県民が出会い交わり、新しい文化を育む図書館」</p>	<p>ア 人と人が出会い、交流する機能 イ 本との出会いを創出する機能 ウ 文化の創造・発信機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人が出会い学びあう場となるソフト・ハードの充実 ・多様な県民ニーズに応える閲覧席や書庫の設置 ・本県の魅力を積極的に発信し、多様な人々が集い交わる場の整備

1-2 新県立中央図書館基本構想の具現化

新県立中央図書館基本構想に挙げた「4つの柱」を実現するにあたり必要となる要素について、「事業の拡大」「新規に行う事業」「設備の更新」の3つの観点から、下記の要素が考えられる。

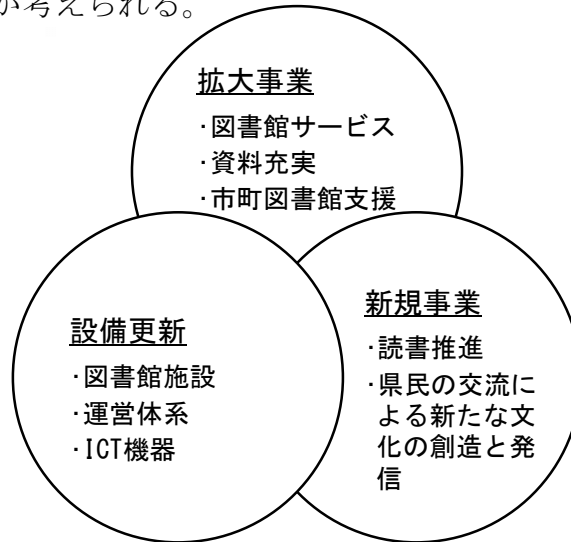


図1-1：必要要素の分類

さらに、基本構想「4つの柱」との関連性をまとめると次のようになる。

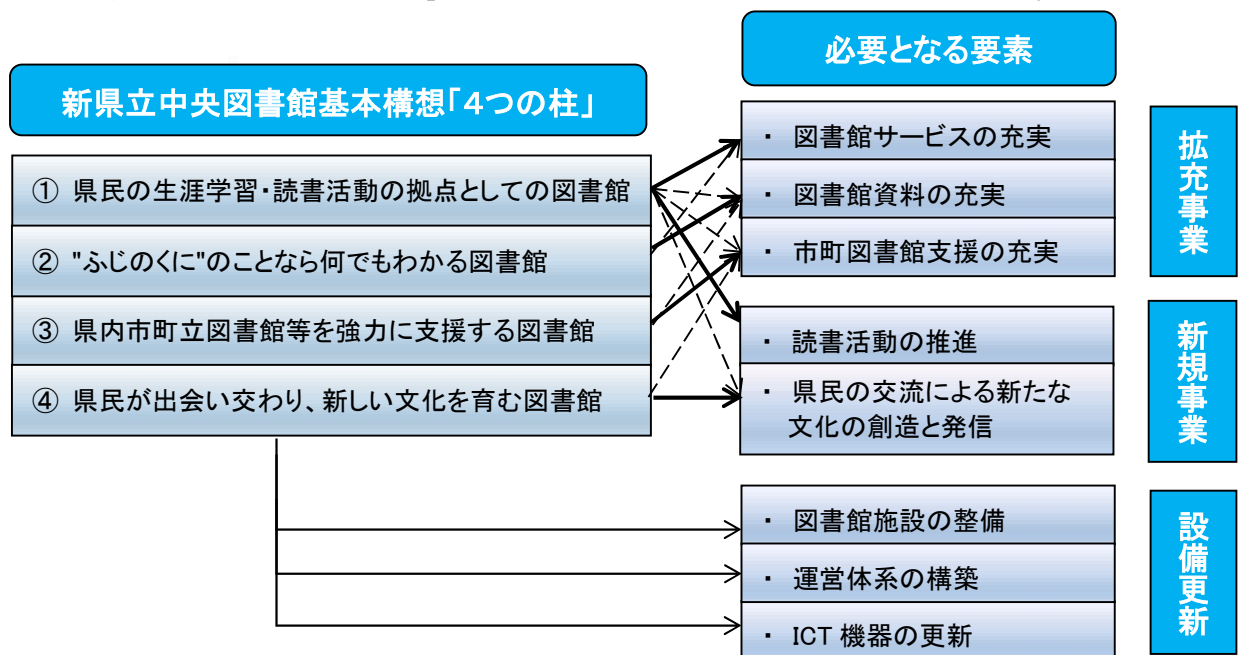


図1-2：基本構想と各要素関係性の整理

本計画は、新県立中央図書館に求められる役割を果たすため、基本構想に掲げる「4つの柱」実現に必要な各要素について、具体例を挙げ取りまとめる。これにより、図書館が目指すべき方向性を示し、整備計画の指針となることを目指す。

1-3 新県立中央図書館における主な事業の新設及び拡大

新県立中央図書館では、基本構想に挙げた「4つの柱」実現のため施設・設備を更新し、既存の業務を引き継いだうえで事業の拡大や新たなサービスの実施・検討を行う。

主な新規・拡大事業を下記に示す。

図書館サービス計画

- ・豊富な学術書・研究書を活用したレファレンス及び課題解決型サービスの充実
- ・多数の資料を直接手に取れる公開書庫の設置
- ・児童室と子ども図書研究室の併設による、児童直接サービスの開始
- ・貴重書のデジタル化及びオープンデータ化によるデータ無償提供
- ・「葵文庫」「久能文庫」など貴重書の常設展示
- ・歴史文化情報センター併設による、地域資料と県史編さん資料の集中管理

市町立図書館等への支援

- ・市町図書館サービスのモデルとなる、先進サービスの試験的实施
- ・県内図書館職員研修の充実による、学校図書館関係者への研修実施

資料整備計画

- ・現図書館の収集方針を基に、調査研究用の資料を中心に収集

「読書県しずおか」の推進

- ・子どもの読書推進計画を作成し、県の読書環境を整備

県民の交流による新たな文化の創造と発信

- ・本だけに限らず、映像や実物展示、デジタルデータなど様々な情報に対応
- ・知的好奇心を呼び起こす、新書やマンガも含めたテーマ別配架
- ・人々が出会い、交流し、気軽に過ごせる居心地のよいサードプレイスとしての場の整備
- ・県民交流・文化創造を手助けする施設・機能の設置
- ・創造した文化を次の学び・体験のタネとする循環の創出

2 図書館サービス計画

全ての県民に、生涯にわたる学習活動(調べる・考える・解決する)の機会と資料を提供できるようサービスの充実に努める。

多様な県民一人一人が生まれ育った環境や経済的理由に左右されず、知識や情報を獲得できるよう適切に援助することで、県民の学びを支える役割を果たす。

2-1 資料提供サービス

2-1-1 閲覧及び配架

閲覧室と配架は、“図書館の顔”ともいうべきものである。利用者が入館して、「わくわくする」ような、図書館にいいイメージが持てるようなものにすべきであり、また、誰もが使いやすい場所にすべきである。

そのためには、閲覧室は、ある程度の広い面積を確保し、ゆとり感のあるゆったりとしたものとし、

- 資料や新聞の閲覧が可能な閲覧席
- 親子で読み聞かせ等が行える児童室
- 個人又はグループでの利用が可能な学習室
- 持ち込んだ飲食物の飲食が可能なスペース
- 静寂な環境で調査研究に集中できるスペース

など様々な用途に合わせた場所を用意し、利用者の閲覧要求に応える。

配架は、利用者の見通しがきくように、低層や高層の書架を組み合わせるとともに、案内表示、資料の見せ方を工夫して、利用者が資料に出会いやすい環境を提供する。

閲覧室には、資料の配架場所や施設の案内、クイックレファレンスの受付をするカウンターのほかに、利用者の利便性を向上させるため、検索用端末を設置するとともに、携帯端末による資料検索用の無線通信環境を整備し、端末を見ながら資料を探ることができる新たな機能を備える。

また利用者が、できる限り多くの本を直に見ながら探すことができるよう、書庫の一部に、一定の条件をつけて利用者が立ち入ることができる「公開書庫」を常設設置する。都道府県立図書館で全国一の冊数を手に取れるようにすることで、本に包まれて、本を探す、まさに文化に触れる機会を多く演出するための取り組みを実践する。

2-1-2 貸出及び返却

貸出・返却は、利用者が資料を入手するための最も基本的なサービスである。利用者が不自由なく資料を利用できるとともに、全ての県民が住む場所・生活する時間に

関わらず資料を入手できるよう努める。

上記貸出・返却のため、カウンターでの貸出・返却以外に、I Cタグ（記録されている情報を電波により送受信可能なI Cチップ）や盗難防止装置、自動貸出機・返却機など機器の新規整備を検討し、利用者自身による手続きも可能とすることで、速やかな貸出・返却を実現する。

また、東西に長い本県において来館が難しい利用者のために、市町立図書館等を通じた貸出や返却、郵送による返却等を整備するほか、新たに閉館時間でも予約受取が可能な設備の導入を検討することで、資料利用の利便性を向上させる。

併せて、個人だけでなく県内の各学校、子ども園等の教育機関や企業・研究機関等団体に対しても貸出を行う。これらを通じ、全ての県民が資料を使った学びを深め、読書に親しめるような環境を提供する。

2-1-3 リクエスト（予約・購入・借受）サービス

利用者が求める資料を提供することは、図書館の使命である。所蔵資料の提供はもとより、貸出中や未所蔵等で利用できない資料についてもリクエストに応じ、利用者が求める資料を入手できる、知のインフラとしての役割を果たす。

利用者からの資料リクエストに対し、資料の予約・購入・貸借により提供する。ただ予約の受付をするだけでなく、新たに館内予約受取専用コーナーや業務時間外に受取可能な窓口の設置を検討し、さらに県内の市町立図書館等での受取も拡充整備することで、利用者が予約資料を利用しやすい環境を提供する。

なお、リクエスト資料が未所蔵の場合は購入を検討するほか、県内市町立図書館、大学図書館等、図書館ネットワークを介して資料を借受して提供する。これら様々な手段を駆使して資料提供を行うことで、資料へのアクセスを確保し、もって「表現の自由」の前提となる、県民の「知る権利」を保障する。

2-1-4 複写サービス

所蔵資料や国立国会図書館デジタル送信資料、データベース情報等の複写サービスを行うほか、所蔵資料についてはファクシミリやインターネット等、来館せずとも複写依頼可能とする。また、持ち込み機器による撮影も可能とするため、専用の設備・スペースを用意する。

なお、資料の損傷を防ぐため、古典籍など貴重書は複写を制限するが、複製本の作成やデジタル化してデータを配信するなど代替物の提供にも努める。

2-2 情報提供サービス

2-2-1 レファレンスサービス

利用者の調査・研究を支援するレファレンスサービスは、県立図書館の特性が発揮される業務である。県民のあらゆる課題が県立図書館に来れば解決する、そのような場所となるよう図書館整備を進める。

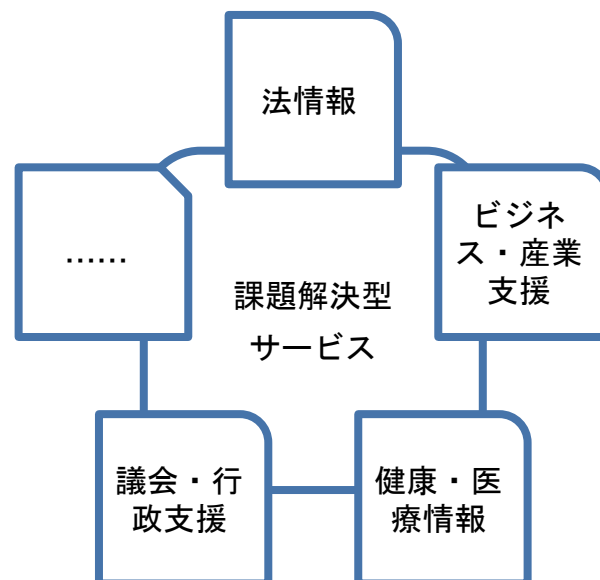
レファレンスサービスとして利用者から寄せられた質問に、図書館資料等を活用して回答する。また、回答だけでなく、利用者自らが調査を行えるよう整備も行う。

- 学術書・研究書、各種参考図書及びデータベースなど調査研究用資料の収集
- 本県の文化や歴史、産業、自然など静岡県に関する資料の収集
- パスファインダー（調べ方案内）など利用者が自ら調査するための資料の作成
- 高度な質問に備えた、県の各種機関や大学等との連携
- 主題別部門制の検討など高度なレファレンスに対応できる体制の整備

これらにより「“ふじのくに”のことなら何でもわかる」、県立図書館ならではの専門的レファレンスサービスを提供する。

2-2-2 課題解決型サービス

県立図書館では学術的な調査研究だけでなく、日常の疑問、地域の課題を解決できる資料も揃えている。県民が日常生活で疑問を感じた時に、県立図書館に立ち寄り疑問を解消できる場所になるよう、生活に密着した課題解決型サービスを提供する。



図：2-1 日常生活における情報支援（例）

2-2-2-1 【例1】法情報サービス

法律は日常生活と密接に関係しているが、課題を解消できる公的な場は多くない。県立図書館ではそれら法律に関する悩み・疑問が解決できる場として、法情報サービスを提供する。

- 法令や判例、各種入門書・専門書、データベースなど、法律や判例情報等に関する情報の収集・提供
- 高度な質問に対し、弁護士団体や司法関連施設などの的確な部署の紹介
- 講演会、法情報データベース講習会等、法情報に関する企画の実施
- パスファインダーや二次資料（参考図書を探すための目録等）の作成・充実
これらを通じ、県民が法に関する知識を身近に得られる場を提供する。

2-2-2-2 【例2】ビジネス・産業支援サービス

仕事上の課題を解決することは、静岡県の地域振興に繋がる。県立図書館ではビジネス・産業支援サービスとして、これら仕事に関する情報を提供する。

- 統計や白書、入門書、解説資料、データベースなど、ビジネスや産業に関する情報の収集・提供
- 静岡県の基幹産業に関する産業・経済、水産業、農林業、工業及び観光業等における各種情報の重点的な収集
- パスファインダーや二次資料の作成・充実
- 高度なビジネス・産業支援要請に対する的確な機関の紹介
- 県内図書館におけるビジネス・産業支援体制の整備

上記のほか、商工会議所、大学や研究機関等と連携・協力した講演会や経営相談、起業相談等、様々な企画を開催する。これら生活に密着したビジネス・産業支援情報の提供により、仕事の課題を解決し、もって県のビジネス・産業の活性化を図る。

2-2-2-3 【例3】健康・医療情報サービス

県民誰もが病気に関する身近な疑問を解消し健康な生活を送れるよう、県立図書館では健康・医療情報サービスとして身近な健康に関する情報を提供する。

- 時勢及び技術の進化を踏まえた、入門書から専門書まで医学的根拠のある幅広い資料の収集・提供
- 特集展示の実施、資料リストや調べ案内の作成・配布
- 医療機関のパンフレット、患者会・家族会の配布資料、データベースなど、冊子以外の資料収集・情報提供
- 病気や健康に加え、介護者への支援など関連情報の提供
- 健康・医療に関するニーズに合わせた講演会等の開催
- 病院及び病院図書室、大学等学術機関と連携した高度な情報の提供
これらを通じ県民の健康に対する意識を高め、もって県民の健康寿命を向上させる。

2-2-2-4 【例4】議会・行政支援サービス

県立図書館で所蔵する調査・研究資料は、一般県民だけでなく、議員や行政職員等にも有用である。県立図書館では議会・行政支援サービスにより、政策立案や事業企画策定等の手助けを行う。

- 法規集、白書、統計集、雑誌及びデータベースなど、静岡県行政支援に関する資料の受入、保管、提供
- 健康・医療、子育て、産業、就労など、県の計画における方向性と課題に対する必要な資料・情報の収集
- 議員や県職員からの資料リクエスト、レファレンス質問への対応
- 県民の生活課題や行政手続きに関する情報及び紹介の充実
- 議会・行政支援に必要な人的ネットワークの構築
- 議会図書室との連携及び協力貸出やレファレンス受付などの支援

これら議員及び行政職員等への情報提供により、豊かな“ふじのくに”づくりを支援する。

上記例4つ以外にも、県民のニーズを把握し、日常に寄り添ったテーマに関する課題解決型サービスを提供する。

＜他の課題解決型サービスの例＞

- 多文化共生情報サービス
- 災害対策及び復興支援情報サービス など

2-3 対象別サービス

県内には多様な県民が生活しており、県立図書館はその県民全てをサービス対象としている。それぞれの特性に沿った業務を行うとともに、市町立図書館では提供が難しい事業を重点的に行い、全ての県民が等しく図書館を利用できるようなサービスを提供する。

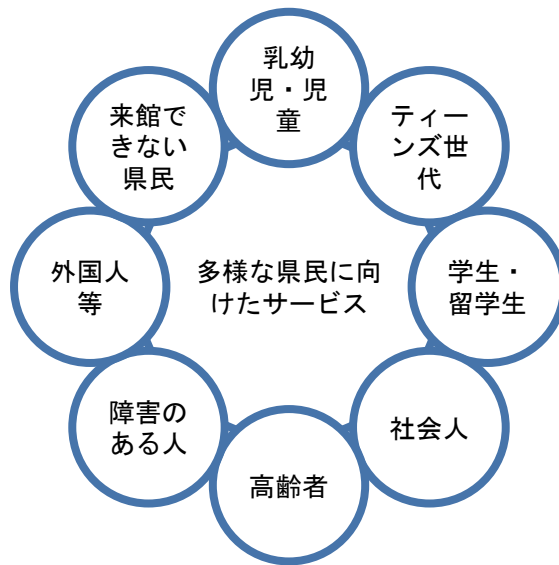


図 2 - 2 : 多様な県民の特性

2 - 3 - 1 乳幼児・児童サービス

乳幼児・児童は、未来の静岡を担う貴重な財産である。乳幼児・児童が本に親しみを持ち、読書が好きになる、そのような場所となるようサービスを行う。

新県立中央図書館では、乳幼児・児童サービスとして新たに「児童室」を備え、

- 乳幼児・児童向けに適切な資料の選書・配架・貸出
- 展示や配架方法、配布資料などを工夫し、児童が自分で本を選べる環境の整備
- ボランティアと協力した読み聞かせ等、「おはなし会」の実施

などのサービスを実施する。なお、サービス展開に際し、乳幼児・児童を連れた利用者が図書館を利用しやすいよう施設設備・空間づくりに配慮する。

また、保護者や児童の読書に関わる関係者等を対象にサービスを行う「子ども図書研究室」も引き続き設置する。児童書の全点購入という全国でも数少ない収集資料を活用し、多数の資料から乳幼児・児童に適切な資料を選択できるよう、資料情報の提供と読書支援活動を行う。

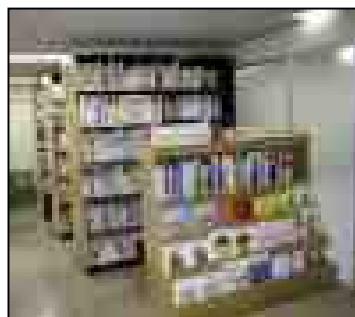
- 新刊児童図書の全点購入及び新聞・雑誌、児童資料の研究書等の収集
- 新刊本の紹介及び選定図書情報・ブックリスト等の提供
- 読書相談や学校読書等への情報提供
- 児童サービス広報誌等による児童書関係情報の発信
- 保護者や教員、学校図書館職員等を対象とした読書案内や運営プログラムの紹介、図書リスト提供、子育て支援情報の提供

これらにより、乳幼児・児童と本を結びつける方々を支援し、適切な資料が行き届き、乳幼児・児童が豊かな読書生活を送れる手助けを行う。

新県立中央図書館では、上記の児童室と子ども図書研究室を備えた「子ども図書館」を整備することで、子供と大人、両者に対する包括的な乳幼児・児童サービスを実施し、児童・乳幼児が生涯にわたって読書を楽しめる土壌を作り上げ、静岡の読書人口を増加させるサービスを提供する。

【子ども図書研究室】

子どもの読書活動推進のため県立図書館内に平成16年6月に設置された研究施設。選書した児童書や受賞作品、児童書研究書を収集するほか、平成15年度以降に出版された児童書をほぼ全点収集しており、資料リストの公開や新刊サロン等により市町図書館や児童書研究者等へ支援サービスを行っている。



2-3-2 ティーンズサービス

読書離れが危惧されるティーンズ世代には積極的な働きかけが必要となる。ティーンズ世代における学習環境を整備するとともに、ティーンズ世代における読書の機会を広げ、同好のティーンズ世代が集う場となるようなサービスを展開する。

ティーンズサービスとして、ティーンズ世代と接点の多い市町立図書館・学校図書館への支援を行う。

- ティーンズ世代向けテーマ別図書リストなどのブックリスト作成
- 各種テーマを揃えた団体貸出
- 市町立図書館職員及び学校図書館職員へのティーンズサービス研修

また、県立図書館で行う直接サービスとして、

- ティーンズコーナーの設置及び調べ学習や課題解決支援、再学習資料の充実
- ティーンズ世代向け広報や講座・イベントの開催
- 県内の中学校・高校等と連携した事業の実施

などを実施する。その際には、新しいジャンルやニューメディアに関する情報収集を積極的に行い、多感なティーンズ世代の趣味嗜好に応えられるサービスを提供する。

これらサービスを通じ、ティーンズ世代の読書離れを防ぐとともに図書館に愛着を持ち、この世代にとって図書館が生涯にわたり利用される場となることを目指す。

2-3-3 学生・留学生向けサービス

学生・留学生は、まさに教育施設である図書館が支援すべき対象である。彼ら学生・

留学生が自ら学びを進められるよう、大学・専門図書館と連携し学生向けの資料を提供するだけでなく、

- 学習環境を整備した学習室の設置
- 学びを深める学習会やイベントの開催
- 県の関係機関等と連携した講座やテーマ展示等、各種事業の実施
- 静岡での生活に必要な学生生活に関する資料・情報の提供
- 静岡の就職・進学等に関する進路情報の提供

などのサービスを行い、学生・留学生が集い、学び、自らを高めることができる図書館の形成を目指す。

さらに、国際理解を図るべく、留学生の出身の国や地域を紹介する展示やイベントを行う。県民と留学生が出会うことで学生交流が生まれるだけでなく、他国を知るきっかけとなり、国際交流をも生まれるような場を創出する。

2-3-4 社会人向けサービス

県民が社会に出たのち、再教育の場を提供する公的機関は多くない。社会教育施設である図書館では、その役割を担うため、社会人の学びなおしを支援し生涯学習の拠点となるよう整備を進める。

社会人向けに再教育の資料を揃えるだけでなく、社会人向け講座・講演会を行い、さらに大学や専門学校をはじめとする教育機関によるリカレント教育（労働と教育のサイクルを繰り返して生涯学習を行うこと）や放送大学の通信教育、オンライン講座等に関する情報の提供など、継続的な学びについても情報を提供する。

上記を通じて生涯学習を支え、ライフステージに合わせて学びが継続するようなサービスを提供する。

2-3-5 高齢者向けサービス

高齢化社会が進む昨今、高齢者の身体的特性や生活様式、ライフスタイル等に寄り添ったサービスを提供し、高齢者社会を見据えた、誰でも気兼ねなく情報を得られる生涯学習の場を構築する。

高齢者の利用に配慮した利用環境を提供するため、

- 大活字本や朗読資料等、身体的特徴にあった資料の収集・提供
- 磁気ループや筆談ボード等のコミュニケーション用機材の整備
- 読み上げソフトや拡大読書器などの読書用機材の提供
- 対面朗読サービスなど高齢者の読書環境に併せたサービス・空間の提供
- 高齢者を対象とした様々な講座・講習会等を実施し、高齢者の学習及び社会参画に役立つ資料や情報を収集・提供

などを整備する。さらに、これら高齢者向けサービスについて市・町の関連機関とも連携した定期的なサービス情報発信を行い、高齢者向けサービスの周知を図る。

2-3-6 障害のある人向けサービス

日常において得られる情報が限定されやすい、視覚・聴覚障害など文字情報・音声情報の利用が困難な障害のある人に対する各種サービスを充実させ、全ての県民が等しく学びを深められる環境を提供する。

- 音声資料や字幕付映像資料などの資料の収集・提供
- 文字拡大や音声読み上げ機能等を備えた機器の整備
- 対面朗読サービスなど情報要求に応えられるサービスの提供
- ボランティアと協力し、資料（点字資料・録音資料等）の作成
- 静岡県視聴覚障害者情報支援センターや国立国会図書館、日本点字図書館など県内外の組織と連携・協力した資料の貸借
- 総合目録への参加及び資料の分担収集・作成・提供

これら直接的な資料提供以外に、来館自体が難しい方もサービスを受けられるよう、インターネットによる利用案内等の情報発信や資料配送の整備など、非来館型サービスも充実させ、図書館利用に不利益が生じないよう業務を行う。

2-3-7 外国人等向けサービス

静岡県に在住する多数の外国人に対し、読書環境の提供だけでなく、日本での生活に必要な情報が得られるようサービスを提供する。なお、これらのサービスにあたっては、図書館だけでなく、関連部局や民間の団体、さらには留学生など学生とも連携・協力して事業を行う。

- 外国人向け図書・新聞・雑誌等を揃えた外国語資料コーナーの設置
- 外国人の利用に配慮した案内・サインの表示
- 在住外国人向け生活関連支援機能の充実
- 在住者に対応した言語の資料や情報の提供
- 在住外国人支援を行う団体等との連携・支援
- 在住者の出身の国や地域への国際理解を踏まえた、伝統・文化資料等の提供
- 県民の異文化交流を促進する講座の企画

ほか、訪日観光客が必要な情報・資料を収集できるよう観光情報を含めた県内情報（パンフレット、チラシ）等の収集・提供に努める。図書館でこれら在住及び訪日外国人が求める情報を得られ、静岡で快適に過ごせるよう、資料・サービスの充実に努める。

さらに、留学生向けサービスと同様に、静岡県とゆかりのある国や地域を紹介する展示やイベントを行い、県民の国際理解・国際交流の促進を図る。

2-3-8 非来館型サービス

図書館は全ての県民がサービスを受けられる施設である。本県の広大な県域において、来館が難しい県民であっても一様にサービスを受けられる図書館となるよう、非来館型サービスを充実させる。

- ▶ 利用者登録、資料予約、期間延長などの貸出サービスの受付
- ▶ レファレンスサービス、郵送複写など各種業務の非来館型受付
- ▶ 県施設や市町立図書館等を通じた貸出・資料受取等各種サービスの提供
- ▶ 音声案内や営業時間外の予約資料受取など、時間外サービスの充実
- ▶ 病院、刑務所、矯正施設等、来館が困難な県民向けに施設への出前図書館及び図書館資料の団体貸出

上記により県内全域サービスの整備を進め、県民が居住場所・生活時間で不利益を受けないよう業務を充実させる。

2-4 デジタルデータの活用

2-4-1 ふじのくにアーカイブの活用

デジタルデータはいつ・どこでも閲覧でき、また閲覧による資料の破損・劣化もないなど、様々な利点がある。県民が自宅にいながら図書館の文化資料を閲覧・研究できるよう、デジタルデータの整備を進める。

県立図書館が所蔵する古典籍、地域資料、浮世絵等のデジタル化を推進し、またデジタル公開されている行政資料の収集・登録も進め、デジタルアーカイブ「ふじのくにアーカイブ」の充実を図る。登録点数を増やすのはもちろん、県民がよりデジタルデータを活用しやすくするため、

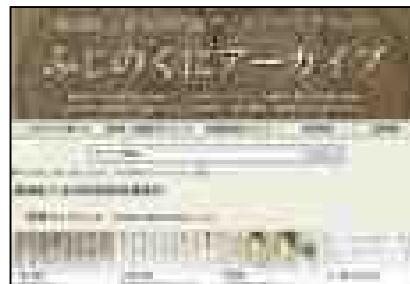
- ▶ 主題別・内容別・時代別にまとめたデジタルデータ目録の作成
- ▶ デジタルデータへの解説・注釈の付与
- ▶ デジタルデータのオープンデータ化及び商用利用の申請不要化

の整備を新たに進める。

また、「ふじのくにアーカイブ」が郷土教育に活用できるよう、授業や調べ学習等で活用できる素材を作成・公開するほか、郷土貴重書を用いた郷土史研究成果の公開も行う。これらデジタルデータの活用を通じ、静岡の文化といつでも繋がりを持ち、郷土愛を育めるような機能も充実させていく。

【ふじのくにアーカイブ】

静岡県立中央図書館が運用するデジタルアーカイブ。県立図書館が所蔵する古典籍・地域資料・浮世絵等をデジタル化し公開するデジタルライブラリーの機能を担うほか、市町立図書館が所蔵するデジタルデータや、県や市町の行政資料PDFなども登録・公開するなど、デジタルデータのアーカイブ機能も備えている。



2-4-2 “ふじのくに” 情報（オープンデータ）データベースの整備

デジタルデータは所蔵データに加えて、図書館外のデータも同時に提示できる。公的機関等が公開するオープンデータ（商用も含めて許諾を得ることなく自由に二次利用可能、かつ機械可読なデータ）を、図書館のデジタルデータとまとめて取り扱うことで、所蔵資料だけでは得られない、静岡に関する様々な情報が提供できるようになる。そこで、これらオープンデータについて、図書館の所蔵資料や「ふじのくにアーカイブ」のデジタルデータも含め、総合的に検索できるデータベースや検索システムの構築を検討する。検索データを取りまとめて表示することで、図書館では所有していない有用なデータも提示でき、「“ふじのくに” のことなら何でもわかる」図書館の実現が可能となる。

さらに、新県立中央図書館が県内の情報流通のハブとなるため、蔵書の検索結果から外部インターネット上の情報へ情報検索を広げることができる仕組みを整える。図書館を介して県民が様々な情報にアクセスできるような環境を構築することで、図書館が情報探索の基点となり、知的活動の入り口となるよう整備を進める。

2-5 講座・イベント活動

図書館利用のみならず、読書活動の推進も県立図書館の大きな役割である。図書に興味のある人はもちろん、普段図書館を利用しない県民も読書に関心を持ってもらうようイベントを行う。

読書活動の推進にかかる講座・イベントを実施し、広く県民が読書に親しむ機会を創出する。全国一の規模を誇るフォーラム「静岡県図書館大会」や図書館資料を活用した講座「葵レク」など既存事業を拡充するほか、地域資料の講座・講演会も重点的に開催し、多くの県民が本県の文化や歴史、産業、自然等に興味を持つような、県立図書館ならではの事業を行う。

なお、これら講座・イベントを行う際には、参加者同士が繋がりを持てるよう配慮

する。世代や国境を越えた多様な文化や価値観を持つ人々が交流することで、ともに学び合う場を創出し、新たな文化を創出する、そのきっかけとなるよう事業を運営する。

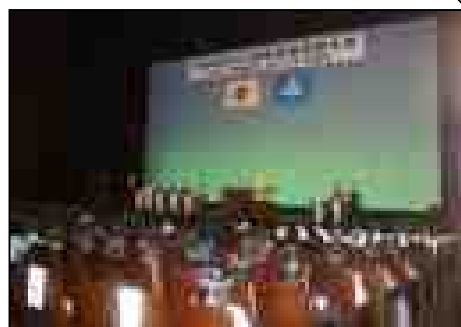
さらに、実施に際し、図書館単独で行う以外に「ムセイオン静岡」、グランシップ、研究機関、行政、民間、市民団体など多様な機関・団体と連携した事業も実施する。読書だけではなく、多彩な文化体験が一度に味わえる、まさに静岡の文化拠点といえる講座・イベントとなるよう企画する。

<図書館が行う講座・イベントの例>

- 大学等研究機関の成果発表
- 県の行政機関の施策にまつわる講座
- 市民団体の活動発表
- ビブリオバトル：公衆の前でお勧めの本を紹介し、公衆からの支持を競う書評合戦の企画運営
- 子ども記者育成塾：新聞社に協力を得て取材ノウハウを子どもに伝授、図書館は調べ方案内の資料を提供
- 夜の図書館：親子向け泊まりがけのイベント。おはなし会、ブックトーク、館内での宝さがしなど開催
- 県内出身アーティストとの交流イベント：作家との読書会、漫画家による4コマ漫画講座など
- 自分史作成講座：図書館で資料の調べ方講座、製本機で冊子を作成し、図書館資料として所蔵するなど
- 学会や患者会、家族会の開催の誘致
- 図書館資料を使ったイベントのアイデア募集
- 1日図書館員体験講座：ブッカーかけ体験、ミニ特集展示を企画など行い、図書館員が調べ方案内をし、POP作成は書店員の協力を得る
- ヒューマンライブラリー：障害のある人や社会的マイノリティ等との交流事業
- 没年調査ソン、ウィキペディアタウンなど協同調査イベントの開催
- おしゃべり図書館：特別支援学校などと連携、普段図書館利用が困難（静かにできない、介助が必要など）に感じる人に向けて休館日を中心に招致し、社会経験の促進に寄与するとともに図書館側も無理なく通常来館してもらえらる対策を行える

【静岡県図書館大会】

県内の読書活動の推進を目的として毎年開催されるフォーラム。図書館関係者だけでなく、学校や社会教育などの教育関係者も多く参加している。参加者が1,000人を超える年もあり、都道府県立図書館が行うフォーラムでは全国一の参加者数を誇る。



【ムセイオン静岡】

現静岡県立中央図書館が立地する、静岡市の谷田地区にある学術機関を中心としたコンソーシアム。中央図書館のほか、県立美術館、県立大学、県埋蔵文化財センター、静岡県舞台芸術センター（SPAC）、グランシップ、ふじのくに地球環境史ミュージアムからなり、連携した文化情報の発信を行っている。

2-6 展示活動

新県立中央図書館が所蔵する資料をどのように展示するかは、司書の専門性が大きく発揮される業務である。来館するたびに利用者の好奇心を刺激し、新たな知識との出会いがある場所となるよう、魅力的な展示を行う。

展示活動として、図書館職員おすすめの資料、時節・ニュースに関連した資料などを展示するスペースを多数設ける。特に地域資料を中心とした、本県ゆかりの作家や事象に関する展示を積極的に開催し、県民が静岡の文化や歴史、産業、自然等に関心を持つきっかけとなるよう取り組む。

さらに、静岡県のみが唯一所蔵する貴重書が多数含まれる「葵文庫」「久能文庫」などの特別コレクションについて専門の展示コーナーを設置し、広く県民にコレクションを周知する。解説も併記し、静岡県が持つ文化財を知り、それらを誇れるよう整備する。

【葵文庫】

静岡県立中央図書館が所有する貴重書コレクションの一つ。徳川氏の静岡移封に伴いもたらされた江戸幕府旧蔵資料。洋書が7割を占め、江戸幕府による西洋学問研究の一端が分かる、歴史的にも重要な資料群。なお「葵文庫」は元々県立図書館の名称であったが、館名変更の際にコレクション名となった。



【久能文庫】

静岡県立中央図書館が所有する貴重書コレクションの一つ。初代静岡県知事の関口隆吉が県立図書館設立のために収集していた資料群。茶業や兵法に関する資料のほか、勝海舟、山岡鉄舟ら名士との書簡も含まれており、関口による静岡県づくりの一部がうかがえる。



2-7 広報活動

利用者が新県立中央図書館の豊富な資料・様々な事業を知ることができるだけでなく、普段図書館を使わない人も興味が持てるよう、様々な広報活動を行う。

図書館の広報誌等を通じて新県立中央図書館の新刊情報やイベント、講座等を積極的に発信する。発信には記者提供や情報提供など、マスコミ（新聞、ラジオ、テレビ、フリーペーパー等）を活用し、日常的に図書館を利用しない人でも魅力が伝わるよう努める。

なお、図書館単独だけでなく、「ムセイオン静岡」など関連団体と連携した情報提供・発信も行う。図書館以外の経路からも広報を行うことで、より多くの県民に広報が可能となるとともに、図書館情報に留まらない、総合的な文化情報を提供する。

2-8 ウェブサイトによるサービス

インターネットを介したサービスは、手軽にいつでも・どこでも利用できる利点がある。ウェブサイトによるサービスとしてコンテンツを充実させ、時間・場所を選ばないサービス提供による利便性の向上を図る。さらに、デジタル化した地域資料の紹介など、静岡県に関するコンテンツを全世界に向けて発信することで、気軽に静岡文化を体感でき、また訪れるたびに新たな発見があるようなウェブサイトを構築する。

- 貸出延長や予約など各種サービスの受付
- 蔵書検索やデジタルライブラリーなど各種コンテンツの充実
- レファレンス事例や課題解決型サービスにおける調べ案内の公開

➤ サービスの案内や講座・イベント情報など様々な情報発信

上記のほか、ソーシャルメディアや動画など、新しいメディアからの情報発信やコミュニティにおける情報共有にも力を入れ、図書館に関心がない人でも興味を持ちアクセスしたくなるような仕組みを整える。

2-9 図書館リテラシーの育成

図書館をよく使う県民はもちろん、図書館を使ったことがない県民、図書館の機能を知らない県民も図書館の意義や機能を理解・活用でき、より知識を深められるよう、県民の図書館リテラシー（図書館を活用できる能力）の育成を図る。

- 図書館の資料利用に関する基本的な講座の実施
- データベース講座等、県民の調査研究能力を高める研修の実施
- 子ども向けに学校と連携した図書館リテラシー授業の実施

これら図書館リテラシーの向上を図ることで、県民が図書館を十分に活用でき、効果的に自らの知識を高められるよう環境を整備する。

2-10 見学者、職場体験への対応

図書館見学や職場体験は、利用者が県立図書館の社会的・教育的役割を知る良い機会となる。市町支援など間接的なサービスも含めた図書館業務全般の周知を図るため、図書館見学・職場体験の積極的な受け入れを行う。

見学受付ほか、定期的にバックヤードツアーを開催し、また職場体験や図書館実習等も積極的に受け入れる。閉架書庫や協力車発着ステーション等、県民が普段入ることのできない場所の紹介や、協力車業務や選書など、表に出ない県立図書館のサービスを体験することで、県民に県立図書館の役割を学ぶ場を設け、県立図書館を身近に感じてもらう。

2-11 歴史的公文書へのアクセス

本県の政治的・歴史的事象を調査研究する際には、図書館資料以外に県経営管理部総務局法務文書課が管轄する歴史的公文書も重要な資料となる。

新県立中央図書館では図書館内に歴史的公文書閲覧受付窓口を設置し、図書館内で歴史的公文書を閲覧可能とするとともに、即時閲覧可能な文書については図書館内に保管し、その場ですぐ閲覧できる体制を構築する。このように資料と公文書、両者にアクセスできる環境を整備することで、県民の郷土調査を促進する。

2-12 歴史文化情報センター（県史編さん収集資料）

県立図書館では、分館である歴史文化情報センターにて「県史編さん収集資料」を所蔵している。これは、昭和後期～平成初頭の第二次静岡県史編さん事業にて収集した資料であり、静岡の歴史を伝える県民共通の財産である。

新たに新県立中央図書館内に移設・統合した歴史文化情報センターでは、県史編さん収集資料を保存、整理、公開し、後世に残していくとともに、図書館資料と県史編さん収集資料が同時に利用できる場を提供する。

- 静岡県の歴史・文化に関するレファレンス質問への回答
- 収集した古文書・新聞などの目録作成
- 県史編さん資料のデジタル化及びデータベースへの登録・公開
- 収集資料を学校授業で活用するための事例・授業素材等の作成・公開
- 図書館の資料・情報と県史編さん収集資料を合わせた展示
- 静岡県埋蔵文化財センター等の関連組織と連携した文化情報の総合的な発信

上記により、県史編さん資料の継承だけでなく、県民の郷土研究を促進させ、静岡文化に誇りを持つようなサービスを提供する。

なお、移設に当たり、県経営管理部総務局法務文書課が所轄する第三次県史編さん事業（平成24年度～）の収集資料についても一元的な整理・管理・公開を行う。これにより、現図書館で所蔵する第一次県史編さん収集資料、歴史文化情報センターで所蔵する第二次県史編さん収集資料、そして法務文書課が管轄する第三次県史編さん収集資料が一同に集い、静岡県史編さん収集資料を活用した総合的な調査を可能とする。

2-13 関係機関との連携

(1) M L A（Museum：博物館・美術館、Library：図書館、Archives：文書館）連携

新県立中央図書館が設置される東静岡駅周辺地区は「文化とスポーツの殿堂」として、新たな機能の導入が検討されているほか、同地区には「ムセイオン静岡」もあり、まさに静岡文化が集約された場所が形成される。新県立中央図書館では、これらの施設と連携・協力することで、静岡文化全般の情報が得られる場所を構築する。

- 「ムセイオン静岡」等との関連展示や合同講座等の実施
- 県内の美術館・博物館・文書館等が所蔵する文化資源を一元的に検索・閲覧できるデータベースの構築についての検討
- 各機関に合わせた二次資料や資料リストの作成・配信

上記連携を通じ、資料だけに留まらない、静岡文化に関する総合的な情報発信できる仕組みを整える。またM L A以外に、大学含む学術機関とも連携を行い、図書館単体では実施が難しい高度な学術情報の提供にも努める。

(2) 県外・国外図書館関連組織との連携

静岡県とゆかりのある県外・国外の図書館等と連携・調整を行い、静岡県立中央図書館単独では難しい事業・サービスを行う。

- 静岡県が友好提携を結ぶ中国浙江省の図書館との資料交換
- 富士山資料に関する連携協定を締結している山梨県立図書館との合同資料展示

これらにより資料充実を図るとともに、双方の文化理解を深める。

また、静岡県内の図書館振興に努めるだけでなく、全国公共図書館協議会や日本図書館協会など県外の組織とも連携する。県単独での事業以外に、組織と共同でフォーラムや図書館研修を行うなど、全国規模の事業を行える体制を作り、各地から静岡の図書館文化を学べるような機会を創出する。

【富士山関係資料に関する連携協定】

平成 27 年 6 月に山梨県立図書館と締結した協定。富士山の文化振興に貢献するため、両館で所蔵する富士山関係資料を相互に活用できる環境を整え、富士山の自然、文化情報を発信することを目指している。



3 市町立図書館等への支援

静岡県唯一の県立図書館として、県民と本を結びつける第一次的な役割を担う市町立図書館等を引き続き支援し、その充実を図る。

県民が図書館を有効活用できる環境を整え、県全体の図書館サービスを底上げすることで、県全域での生涯学習・読書活動の推進を図る。

3-1 協力貸出（市町立図書館等への貸出）

県立図書館では、市町立図書館では所蔵していない専門的な資料を多数所蔵している。これらの資料を市町立図書館に協力貸出することで、市町立図書館では購入が難しい資料を補い、もって市町立図書館を支援する。

上記目的のため、市町立図書館からの協力貸出依頼に対し、

- 所蔵する学術書・研究書等の貸出
- 市町立図書館では収集が難しい高価・専門性の高い図書・参考図書資料の充実
- 購入依頼への積極的な対応

を行う。また資料支援以外に、市町立図書館を利用する県民に資料が素早く届くよう、宅配便及び巡回車など物流の整備にも努める。

【協力貸出】

図書館間で資料の貸し借りをを行う相互貸借のうち、都道府県立図書館が管内の市区町村立図書館に対して資料を貸し出し、管内図書館を支援するものを協力貸出と呼び、相互貸借と区別している。



3-2 市町立図書館からのレファレンス受付

県立図書館では、高度なレファレンス質問に対応できる蔵書・司書の専門能力を有している。そこで、市町立図書館に寄せられた高度なレファレンス質問を引き継いで回答することで、市町立図書館のレファレンスサービスや課題解決型サービスを支援し、もって間接的に県域サービスを実現する。

- 市町立図書館の蔵書の範囲では対応が難しい専門的なレファレンス質問の受付・調査対応
- レファレンス照会に対応できる資料の充実
- 市町立図書館からの依頼及び回答参照の迅速のため、レファレンス依頼に際するルール整備

3-3 研修

3-3-1 市町立図書館等職員向け研修

県内図書館のサービス向上も県立図書館の業務である。県内図書館職員に対しレファレンスや著作権など様々なテーマの研修を行うことで、県内図書館全体の底上げを図る。

- ▶ 図書館を取り巻く環境変化に対応した、新しい知識や技術、情報システムに関する研修の実施
- ▶ 新県立中央図書館職員による研修以外に、外部講師による研修の実施
- ▶ 情報ネットワークシステムに関する操作研修等、技術的・実務的な研修の実施
- ▶ 講義形式のほか、演習、グループワーク形式など、学習効果の高い研修手法の導入

研修に際して、情報収集と機材充実を図り、ICT機器（Information and Communication Technology：情報通信に関する機器の総称）の導入を検討し、サテライト型研修など先進的な研修も行える体制の構築にも努める。

おって、新県立中央図書館への出張が難しい図書館にも配慮し、講師を派遣しての研修や、研修内容の記録・配信なども行う。

3-3-2 学校図書館関係職員向け研修

学校に通う子どもたちにとって身近な図書館は、学校図書館である。そこで、学校図書館関係職員に向け、一般的な図書館業務に加え、学校図書館特有の知識や技術を習得する研修を行うことで、学校を通じた子どもの図書館利用の促進を図る。

- ▶ 「子ども図書研究室」を活用した資料選定
- ▶ 情報リテラシー教育など教育に関する実務研修の実施
- ▶ 市町立図書館向け研修への参加推進及び学校と市町職員間の交流促進

なお、これらの研修は、県内市町立図書館及び静岡県総合教育センター生涯学習推進班などの関連機関・団体と連携や分担を図ることで、効果的に実施する。

3-3-3 図書館ボランティア向け研修

図書館サービスには多くのボランティアスタッフが関わっており、サービスの向上にはボランティアの能力向上が欠かせない。そこで、県立図書館が主体となって図書館ボランティア向け研修を行う。

- ▶ 県内図書館ボランティアの養成及びスキルアップのための研修・講座の実施
- ▶ 市町立図書館や子ども読書アドバイザーなどと連携した研修の実施
- ▶ 市町立図書館主催のボランティア研修への講師派遣
- ▶ ボランティア同士で気軽に交流し、その悩みや取り組み事例などの情報を交換できる場の提供

などを通じて、ボランティアの育成を図るとともに、県内図書館におけるボランティ

ア活動の活性化を目指す。

【子ども読書アドバイザー】

地域の読書ボランティアリーダー及びコーディネーターを担う人材として、県社会教育課より認定を受けた読書関係ボランティア。市町教育委員会からの推薦を受け、社会教育課が行う講座・研修を受講した方が認定される。



3-4 情報ネットワークシステムの整備

県立図書館は、県内の図書館同士が速やかに情報交換を行えるよう、情報基盤整備の役割も担っている。県内図書館がスムーズに連携・協力できるよう、県内ネットワークシステムを整える。

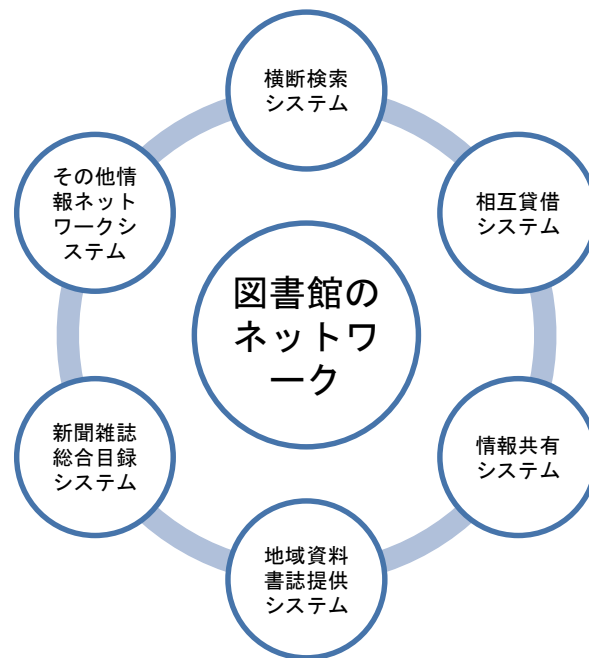


図3：県立図書館が支える県内図書館ネットワーク

3-4-1 横断検索システム

県内図書館の蔵書等を一括検索できるウェブサービス「おうだんくんサーチ」を構築・管理し、インターネット上で公開することで、県内図書館及び県民の資料要求に応える。

その際には、協力貸出や相互貸借など関連業務と連携・連動し、それらの業務が連続して行えるよう構築・管理していくとともに、専門図書館・図書室など類縁機関も検索対象館となるよう参加を促し、さらには蔵書だけでなく、デジタルデータの検索も可能となるよう、連携調整を行う。

【おうだんくんサーチ】

静岡県内図書館の蔵書を横断的に検索できる検索システム。県内図書館の蔵書をあたかも一つの図書館のように検索することができる。さらに、図書館間の相互貸借サービスと組み合わせることで、検索された蔵書を近くの図書館まで取り寄せ閲覧することが可能となる。



3-4-2 相互貸借システム

協力貸出及び県内図書館間における相互貸借について、依頼、受諾、発送、受取、返却、受領終了の流れを一元的に管理する県内図書館ネットワーク専用の相互貸借システムを運用し、相互貸借の情報共有が速やかに行えるようにする。また、横断検索システムの検索結果から情報を連動できるよう構築し、依頼にかかる業務負担を軽減させる。

3-4-3 県内図書館職員の情報共有システム

県内図書館が業務上、有益な情報を送信・共有・交換できる県内図書館ネットワーク専用の情報共有システムを運用し、図書館運営に関する疑問解決の場、県内図書館間交流の場を提供することで、県内図書館が図書館運営にかかる疑問を素早く解決できるようにする。

3-4-4 地域資料の書誌提供システム

新県立中央図書館が作成した地域資料の書誌データを提供し、市町立図書館等が容易に自館の書誌データとして利用可能とすることで、市町立図書館等における書誌作成業務を軽減する。

3-4-5 新聞雑誌総合目録システム

県内の新聞・雑誌の所蔵状況を一度に検索・表示できるシステムを提供・インターネット上で公開することで、県内図書館の業務効率化を図るとともに、県民の利便性も向上させる。

3-4-6 その他の情報ネットワークシステム

(1) 図書館向け情報のポータルサイト

新県立中央図書館から県内図書館向けの情報提供を取りまとめて提供するシステムを提供する。本館からの情報を表示するほか、依頼文書、配布資料など基礎資料の

ダウンロードや、相互貸借や横断検索など各種業務への遷移も可能とすることで、県内図書館の効率・効果的な業務運営が可能とする。

(2) 県内図書館統計システム

県内図書館の統計情報を取りまとめて提供するシステムを提供する。統計データはインターネット上でオープンデータとして自由に閲覧及び利用可能な状態で公開し、県内図書館のみならず県民も図書館情勢が把握できる仕組みとする。

上記以外の県内図書館活動を支援するシステムも情勢を踏まえ導入を検討する。

3-5 資料搬送網の整備

県民からの資料リクエストに応じる市町立図書館等を支援するため、相互貸借等資料の搬送網を整備する。

新県立中央図書館を搬送の拠点とし、新県立中央図書館と県内の市町立図書館及び図書室、大学・専門図書館、県立等学校図書館等を1対1で結んだネットワークを構築することで、搬送を組織的に行い、市町図書館等を利用する県民へ効率的に資料を届ける。

資料の配送は宅配便及び巡回車により定期的に行うとともに、利便性を上げるため、より効率的な配送網の整備も随時検討する。

3-6 関連図書館等との連携

3-6-1 学校図書館への支援

新県立中央図書館による学校図書館への支援・サービス及び連携・協力を円滑にするため、新県立中央図書館を拠点とした学校図書館との資料搬送網の新たな整備を検討する。

- ▶ 学校への一括貸出整備による、朝読書や調べ学習などでの資料活用の促進
- ▶ 学校図書館向け資料の収集及び一括貸出用の資料リスト・ブックリストの整備
- ▶ 市町立図書館と市町立学校図書館の連携支援
- ▶ 県立学校と市町立図書館における連携の仲介

3-6-2 大学・専門図書館等との連携・協力

大学や専門図書館等とのネットワークを整備し、相互貸借だけでなく物流や情報システム、イベント、研修等で連携することで、県民の専門的な情報要求に応えられる体制を整え、サービスの充実を図る。

3-6-3 県外の図書館等との連携・協力

他の都道府県立図書館、国立国会図書館や全国公共図書館協議会、日本図書館協会等との連携・協力を努め、県内の図書館サービスの充実を図る。さらに、近隣の県立

図書館におけるネットワークに加入・連携を行うことで、県内図書館と県外図書館とのハブとなり、県内市町立図書館等が行う県外図書館との相互貸借資料の効率的な搬送体制を構築し、もって市町図書館支援を充実させる。

3-7 運営支援

3-7-1 図書館未設置自治体支援

図書館未設置の自治体に対し、積極的に情報提供を行い、図書館設置へ繋がるよう支援し、県内全市町への図書館設置を目指す。図書館運営に必要な情報を提供するほか、必要に応じ実地研修なども行う。

3-7-2 運営相談・情報交換

巡回車による県内図書館の直接訪問である協力車事業を原則毎月行い、信頼関係を構築しつつ図書館の運営相談に応じる。特に、県内全域の図書館サービスの向上を図るため、社会教育基盤の弱い図書館（室）に対しては実地研修も含め積極的に支援を行う。また、相談時に県内外の図書館サービスや運営に関わる的確な情報提供が行えるよう、常に情報収集を行う。

さらに、公共図書館間だけでなく、市町立図書館と学校図書館・大学図書館・専門図書館など業種を超えた連携も推進するため、情報交換会などを開催し、各館の情報や人の交流が図られるようにする。

3-8 職員の研修交流・派遣

県内図書館職員の資質・能力の向上を図るため、新県立中央図書館と市町立図書館及び大学・専門・学校図書館間の研修交流に努める。新県立中央図書館での実務研修プログラム（短期・長期）を整備し県内図書館等職員を受け入れるほか、新図書館設立時や罹災時などには職員を派遣し直接支援を行うなど、県内図書館サービスが一定の質を保てるよう助力する。

3-9 先進的サービスの調査研究及びモデル事業の実施

児童・ティーンズ向け先駆的なサービス及び情報機器、ICTを利用した実験事業等、先進的なサービスについて、県内図書館の要望・要請を汲み取りながら、状況調査・情報収集を行うとともに、これらの研究成果を取りまとめ県内図書館へ情報提供する。

また、県内図書館へ運用情報を提供するため、新県立中央図書館がモデルとなり取り組むことで県内図書館への参考事例とするとともに、併せて県民へ先進サービスを提供する。

4 資料整備計画

新県立中央図書館の運営方針に基づき、県民の教育及び学術、文化振興に資する資料を整備する。

調査研究機能を推進するための資料収集を行うとともに、収集した資料を未来へ継承するための保存方針を整え、また保存と利活用の両立を図るデジタル化を通じて、あらゆる知を収集する資料情報センターの役割を果たす。

4-1 資料収集方針

資料収集方針として、県立図書館としての役割を果たすため、現図書館の収集方針「静岡県立中央図書館資料収集基準」を基本とした収集方針を定める。

資料は全分野にわたり、一般的資料から専門的資料に至る範囲まで幅広く収集する。収集に当たっては、県内各図書館、研究機関のほか、各種縁機関などの機能を考慮し、特に市町立図書館では収集が難しい専門性の高い資料、参考図書、高価な資料を重点的に収集する。また、図書、雑誌、新聞、パンフレット等の印刷資料の他、マイクロ資料、電子資料、視聴覚資料等、多様な形態の資料を収集する。

なお、蔵書構築にあたり、各分野の専門家からアドバイスを受けられる体制を作る。

4-2 資料収集計画

各資料の収集計画は、収集基準や収集運用等に基づき適切に選書・収集する。以下の節で資料別収集計画の概要を示す。

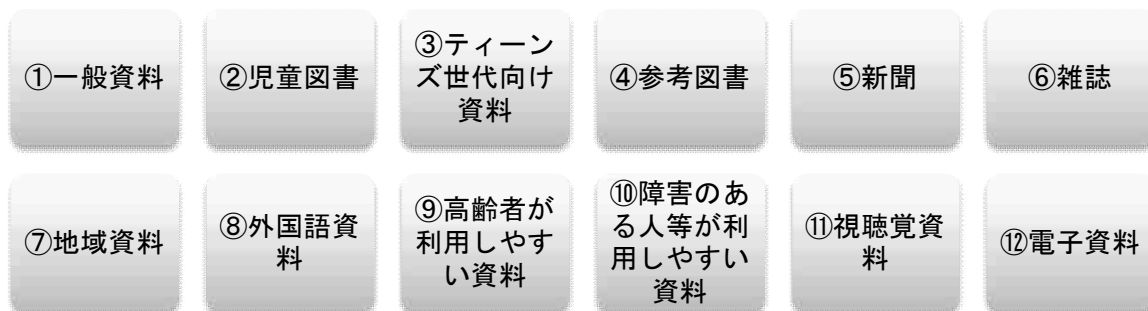


図4：県立図書館で収集する資料

4-2-1 一般資料

一般資料は、資料内容の吟味したうえで、市町立図書館の蔵書構成も踏まえて収集する。

- 調査研究用の参考図書類を中心に、全分野にわたる入門書から学術書まで幅広く収集
- 県民のニーズ及び利用頻度を考慮し収集

4-2-2 児童資料

児童資料として、児童室用資料と、子ども図書研究室用資料を受入する。

- 児童室用：
直接サービス用資料として、絵本および読み物、知識の本、調べ学習等に役立つ資料、紙芝居、新聞、雑誌等より、児童サービス担当職員が選定した資料を収集
- 子ども図書研究室用：
県内市町立図書館および学校図書館、研究者等の調査研究に資する資料として、児童書の全点収集に加え、児童資料の研究書等を収集

4-2-3 ティーンズ世代向け資料

ティーンズ世代向けの直接サービス用資料として、読書に親しむ資料だけでなく、学校での学習を深め、さらに社会での再学習を促進させる蔵書構成を目指す。

- 資格取得、就職に関する資料の収集
- 中高生・大学生以外に、働く若者や不登校児等を対象とした、再学習や課題解決を支え自立支援の助けとなる資料の収集
- 活字離れを防ぎ、読書に親しめるティーンズ向け資料の収集

以上のような資料を揃え、読書率向上を図るとともに、ティーンズ世代が自ら考え学ぶ場となる環境を構築する。

4-2-4 参考図書

県民の生涯学習の拠点となるよう、参考図書を揃える。

- レファレンスサービスなど調査研究に資する参考図書の収集
(例) 辞書・辞典、年鑑・年報、便覧・ハンドブック、図鑑、書誌・目録・索引、年表、地図、統計書、白書等政府刊行物など
- 健康・医療情報、法情報、ビジネス・産業情報など課題解決型サービスに資する参考図書の収集

4-2-5 新聞

新聞は、内容のほか地域性や年代、そして媒体にも留意して収集する。

- 一般的な全国紙及び静岡県内の地域新聞、隣接県の地域新聞の代表的なもの、各分野における主要な業界紙の収集
- 外国紙、児童やティーンズ世代向けの子ども新聞、小学生新聞・中学生や高校生新聞など特定対象に向けた資料の収集
- 原紙以外に、媒体の特性を踏まえ、マイクロフィルム版、新聞縮刷版、新聞データベース、CD-ROM版などの資料の収集

4-2-6 雑誌

県立図書館で受入する雑誌として、市町立図書館の蔵書構成を踏まえ、資料性の高いもの、学術的・科学的価値の高いもの、同時代性を反映したものを中心として収集する。

- ▶ 一般的な雑誌について、全分野にわたり継続的に収集
- ▶ 外国語雑誌、児童・ティーンズ世代向け雑誌、子どもの読書活動に関する雑誌など特定対象に向けた雑誌の収集
- ▶ 県内発行の地域雑誌や静岡県に関連の深い産業・文化・歴史に関する雑誌の重点的な収集
- ▶ 健康・医療情報、法情報、ビジネス・産業情報など課題解決型サービスに資する雑誌の重点的な収集

上記のほか、インターネット上で公開された雑誌について当館の検索結果から公開雑誌へリンクを張るなど、未所蔵の資料についても閲覧できるよう配慮する。

4-2-7 地域資料

地域資料は、「“ふじのくに” のことなら何でもわかる図書館」を踏まえ、今以上に地域資料の充実を図ることで、静岡県に関する網羅的な資料収集を行う。

- ▶ 図書・雑誌に加え、パンフレット、地図、視聴覚資料、さらにはインターネット上の情報など、幅広い媒体の収集
- ▶ 一般的な刊行物のほか、個人や団体が所有する古文書、古写真、古地図などの歴史的資料等の収集
- ▶ 県内外の機関が発行した、静岡県の自然、文化、産業等に関する資料の収集
- ▶ 静岡県にゆかりのある人々の著作の収集
- ▶ 静岡県内に存在する文化財、文化的遺構に関する資料の収集
- ▶ 富士山関係資料の重点的な収集

なお、県内自治体の行政資料は、インターネット上に公開されているデータも含めて収集・提供を行う。収集したデータはオープンデータとして「ふじのくにアーカイブ」に登録・公開するほか、記録媒体にも保存し、情報が後世に伝わるようにする。

これら収集対象は、状況の変化に合わせて規定を柔軟に見直し、資料・情報の媒体や表現形式、形態にとらわれることなく収集を進め、網羅性の高い蔵書構築を目指す。

4-2-8 外国語資料

外国語資料として、在住外国人のみならず、訪日外国人、留学生、日本語の不慣れな方など多様な利用を踏まえた資料を揃えるほか、館内で行う企画や講座等での活用も視野に入れて収集する。

- 著名な外国書籍の収集
- 県民の国際理解や日本理解、生涯学習を支援する資料の収集
- 多言語資料等や日本語の習得に資する資料の収集

4-2-9 高齢者が利用しやすい資料

活字が小さい資料の利用が難しい高齢者向けに、大活字本や音声・映像資料など高齢者の身体機能に添った資料を揃える。また、社会参画や余暇活動に役立ち、高齢者のライフステージの変化に合わせた資料や情報も収集・提供する。

4-2-10 障害のある人等が利用しやすい資料

視覚・聴覚障害など文字情報・音声情報の利用が困難な人や、病気等で資料利用に不自由が生じている人々に配慮したサービスを行うために、次の資料を収集する。

(例) 大活字本、さわる絵本・手話付絵本・布の絵本、録音図書（カセットテープ、CDなど）、字幕・手話付DVD、LLブック（Lättläst：短文や絵図で読みやすくした本）、DAISY図書（Digital Accessible Information SYstem：視覚障害のある人向けの録音図書で、章・節・各ページ等への細かな移動や朗読速度の調整などが可能。文字・絵図と音声を結び付け、ロービジョンや読字障害などに対応したマルチメディアDAISY図書もある）

併せて、ボランティアの協力を得て上記資料を作成・提供できる体制を整える。

また、静岡県視覚障害者情報支援センターや日本点字図書館等と連携し、資料の借り受け・提供が速やかに行える体制づくりに努める。

4-2-11 視聴覚資料

視聴覚資料として、著作権上の貸出許諾がなされた映像資料を収集する。その際には、市町立図書館の蔵書構成を考慮しつつ、学術性や芸術性、記録性等を考慮する。なお音声資料は原則として一般図書の収集基準にあった朗読資料のみ受入する。

4-2-12 電子資料

電子資料について、電子化された参考図書類、静岡県に関連する地域資料、障害のある人でも利用しやすい資料などを中心に収集する。

4-3 資料保存方針

収集した資料・情報は、原則として永年保存とし、体系的に整理し、適切な環境で保存する。特に地域資料は、利用による劣化を防ぐため提供用と保存用を分けて収集する。また、古典籍、地域資料、特殊コレクション等の貴重書は後世に引き継ぐため、温湿度等適切な環境下で組織的・計画的に保存する。さらに、優先度に従いマイクロフィルム化やデジタル化、オープンデータ化等を進めるほか、県内図書館で所蔵でき

なくなった資料のうち、県立図書館として保存の必要性を認めた資料については、将来にわたる知識へのアクセスを考慮し、可能な範囲での受入を検討する。

なお、映像資料は、将来、収集当時の記録媒体の利用が困難になることが予想されるため、記録媒体の変化に対応した媒体更新を行い、未来へ保存・継承していく。

4-4 資料のデジタル化

古典籍や地域資料などの貴重書について、著作権等の問題を処理した資料をデジタル化・オープンデータ化し「ふじのくにアーカイブ」で公開する。

特殊コレクションをはじめとする貴重書を中心に、古絵図や古地図など利用の多い資料に加え、古写真や雑誌、さらにはパンフレットや視聴覚資料など、散逸してしまう可能性の高いものもデジタル化していくことで利活用を促進するとともに、原資料の閲覧利用による劣化を防ぐ。さらに、技術の発展に伴う媒体の更新やファイル形式・データの変換を随時行い、長期保存に備える。

また、県内図書館について、必要に応じ新県立中央図書館のデジタル化機器の貸出を行うほか、デジタル化に関するノウハウやサーバスペースも提供し、県域全体におけるデジタル資料の充実を図る。

5 「読書県しずおか」の推進

静岡県では、県民一人一人が生涯を通じて読書に親しむ習慣を確立した「読書県しずおか」構築のため、成長過程に応じた読書施策に取り組んでいる。

これまで、静岡県の読書活動推進は各部署で個別に行われてきたが、今後はこの役割について、新県立中央図書館に集約することを検討する。集約の実現により、「子ども図書研究室」の資料を活用した読書ガイドブックの作成など、より効果的かつ強力に「読書県しずおか」の構築・推進が可能となる。

5-1 読書活動の調査・研究・支援

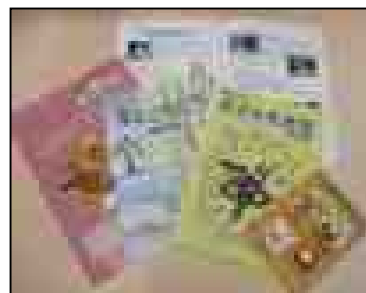
読書のすばらしさを次世代に繋げていくためには、次世代の読書を取り巻く環境を知ったうえで、適切な本が与えられる環境を作り上げる必要がある。

新県立中央図書館では、世代や発達段階に応じて「本に出会い、本を知る」「本に親しみ、本を活かす」「本と生き、本を伝える」ことで、読書活動の調査・研究・支援を行う。これらにより県内の読書活動の振興を図り、「読書県しずおか」を構築する。

- ▶ 世代別等のブックリスト（「静岡県読書ガイドブック」など）や読書コンテンツ（動画等）の作成・公開
- ▶ 読書活動の推進に関わる団体や委員会の運営
- ▶ 民間団体や家庭文庫、図書館関係団体など県内の読書関係団体等の調査・支援・連携
- ▶ 県民、県立学校の読書活動実態調査等の実施
- ▶ 国内外の先進的な読書活動や環境整備、推進方法等の調査・研究

【静岡県読書ガイドブック「本とともにだち」】

静岡県教育委員会が発行するブックリスト。「あかちゃん版」「幼児版」は母子手帳交付時や幼稚園・保育所・認定こども園等を通じて保護者に配布される。また、学校を通じて県内全ての小学1年生に「小学生版」、中学1年生に「中学生版」を配布している。



5-2 子どもの読書活動推進

「読書県しずおか」の構築のためには、子どもの頃からの読書習慣の確立が重要である。「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）及び県の子ども読書活動推進計画に基づき、また「子ども図書研究室」をさらに機能強化・活用し、県内の子どもの読書活動を推進させる。

- 「子ども図書研究室」における読書活動調査・研究拠点機能の充実
- 子どもにとって身近な、学校図書館の支援
- 「子ども図書研究室」の全点収集と選定資料を基にした、学校等への団体貸出セットの整備・運営
- 「子ども図書研究室」の資料を用いた読書相談や子どもの読書活動に関する調査・研究
- 学校や幼稚園、公民館、子育て支援施設、企業等における読書活動の支援

5-3 読書活動の推進に関わる人材の育成

県民が読書に親しむ習慣を確立するためには、あらゆる場所で県民と本を繋ぐ人の存在が不可欠である。そのため、読書活動の拠点としての機能を充実させ、読書に関わる人材育成機能の強化を図る。

- 読み聞かせボランティアや静岡県子ども読書アドバイザー等、読書活動を推進するボランティアに対する研修及び研修への講師派遣
- 県内市町立図書館職員や県立学校の学校司書など、図書館関係者に対する研修及び研修への講師派遣
- 子どもや親子の読書活動の推進を図るPTAの研修会等への助言、情報提供等
なお、県総合教育センターによる学校図書館を活用した司書教諭や教員の授業力向上のための研修や支援の機能については、教科指導や他の教育活動と一体的に行うことが効果的であるため、引き続き県総合教育センターで行う。

5-4 読書活動の推進に関する事業等の開催

新県立中央図書館の持つ機能や立地を活かして、読書の楽しさを実感する多彩なイベント等を開催する。また、直接来館できない県民に対しても広く読書活動を推進するため、県の読書に関する事業を取りまとめ発信することで、読書活動の広報や啓発を行う。

- 読書関連機関と連携した読書イベント等の開催
(例) 静岡県図書館大会、ビブリオバトル、静岡県書店大賞など
- 県の読書に関する事業の取りまとめ及びインターネット等による発信
(例) イベント情報、県の取り組み、学校での活動事例など

5-5 学校教育との連携

児童・生徒への読書推進施策を進めるにあたり、学校教育との連携は不可欠である。県教育委員会学校教育関係課、県総合教育センター、市町教育委員会等の関係機関と協力体制を築き、学校教育と連携をとりながら読書推進を進める。

6 県民の交流による新たな文化の創造と発信

I C Tの急激な進展、Society5.0の実現、超高齢化社会の到来、地域コミュニティの衰退といった大きな変化の時を迎えた中、未来に向かって持続可能な図書館とするために、紙媒体の資料をベースとした従来型の図書館の枠を超えて、新しいタイプの図書館となることを目指す。

本だけではない多様な情報や、人と出会える場所となり、多彩な交流形態の中から新たな文化を創造し、発信する。そのために、気軽に情報に触れることができ知的な好奇心を喚起する空間、サードプレイスとして自由に利用できる居心地のよい空間と、講座やイベント、活動場所や発表のための枠組みなどを用意し、県民の文化創造活動を支援するとともに、その活動が循環・継続されるよう整備を行う。

6-1 多彩な情報との出会いの場

今や、情報は本など紙媒体が流通されるだけでなく、デジタル化された大量のデータでネット空間を行きかう時代である。また、情報は映像や音声でも記録され、さらには美術作品や工業製品など、物理的なモノとしても表現される。県民の情報基盤である図書館は、こうした多種多様な情報を知り、学び、体験できる場となることを目指す。

利用者の興味を引くテーマを設定し、幅広いジャンルの本を知的な好奇心を喚起するように工夫した書架見出しを付して配架するとともに、自由な閲覧や県民同士の雑談を可能とするスペースを設置する。配架する本には、県民が新たな知識に触れるきっかけとなるような本から、より知識の枠を広げられる本まで、専門書に加え手取りやすい新書・文庫・マンガも含めて揃え、県民の知的な好奇心を刺激させる。

配架テーマとしては、富士山、プラモデルなど本県が国内外に誇るべき文化や、I C T分野など将来に向けて創造すべき新たな文化の観点も踏まえて検討・設定する。

<設定するテーマ（例）>

- 歴史：古代東海道や遺構などの歴史資源・文化財
- 自然：富士山や南アルプスなどの自然資源
- 食：茶・魚など地産の農水産資源・地域ブランド品
- ものづくり：プラモデル・家具など静岡の特産品・伝統工芸品

また、本以外の、映像や実物等も併せて展示し、本県に関する知識や文化などの情報を一元的に発信・提供する場も設ける。本県の地理、自然等の基本情報から県内を

中心とした文化関係施設、食・特産品等の情報まで幅広く情報を発信・提供し、多様なメディアから五感を通して静岡県の文化を体験できる仕組みを提供する。

これらのスペースを設置するほか、各テーマに関する講座の開設、レファレンス機能・課題解決型サービスの案内なども行い、県民の知的活動・生涯学習に寄与する場となることを目指す。

6-2 人と人との出会いの場

ICTの進化により、今後、人々の意識や活動は仮想空間に場を求められる度合いがますます高くなっていくことが予想される。同時に、対比としてリアルな体験や交流の重要性もまた見直されると考えられる。新県立中央図書館では、情報空間と実空間の橋渡しとして、人と人が情報を媒介に現実に出会い、交流の中から新たな知識や文化を生み出すプラットフォームとなることを目指す。

また、知識や文化は人々の交流の中で醸成される。新図書館では出会いや交流を意識的に仕掛けて活性化を図ることで、県民同士の多彩な交流を育む施設となるようサービスを行う。

さらに、人のつながりが希薄となってきた現代の課題に合わせて、文化的な公共空間である図書館には、人々のサードプレイスとしての役割が求められている。こうした社会的ニーズに応え、あらゆる人が、安心して過ごせる居心地のいい空間を提供する。様々な人が訪れる場からは、新たな出会い、交流が生まれることが期待される。様々な市民グループが活動場所として活用することもできるし、目的の有無に関係なくひとりでただ過ごしてもよい、「自由な屋根のある広場」として機能するよう整備を進める。

そのために、利用者の活動場所として講座やイベントを多数開催することにより、様々な立場の県民同士が交流し学び合える機会を提供するとともに、こうした交流形態に合わせたスペースを設置し、多様な形式で県民同士が交流できるよう整備を進める。

<交流形態に合わせたスペース（例）>

- 講演会や交流会などに対応したホール・講堂
- 講座や簡易な体験会に向けたセミナールーム・会議室
- 来訪者同士が気軽に会合できる開放的なオープンスペース・ラーニングコモンズ
- 居心地の良い空間を提供する軽食喫茶・カフェラウンジ 等

6-3 新たな文化の創造・発信

本や各種メディアから得られた知識は、実践活動や現実の体験によりさらに醸成され、新たな文化を生み出すもとになるであろう。また、育まれた文化の萌芽は、目に見える形で表現され、他の人に伝達されて始めて文化として認知される。新県立中央図書館では、県民の知的活動の成果である文化創造・文化発信に必要な設備・機能を備え、静岡の新たな文化が創造・発信される拠点となるよう整備を進める。

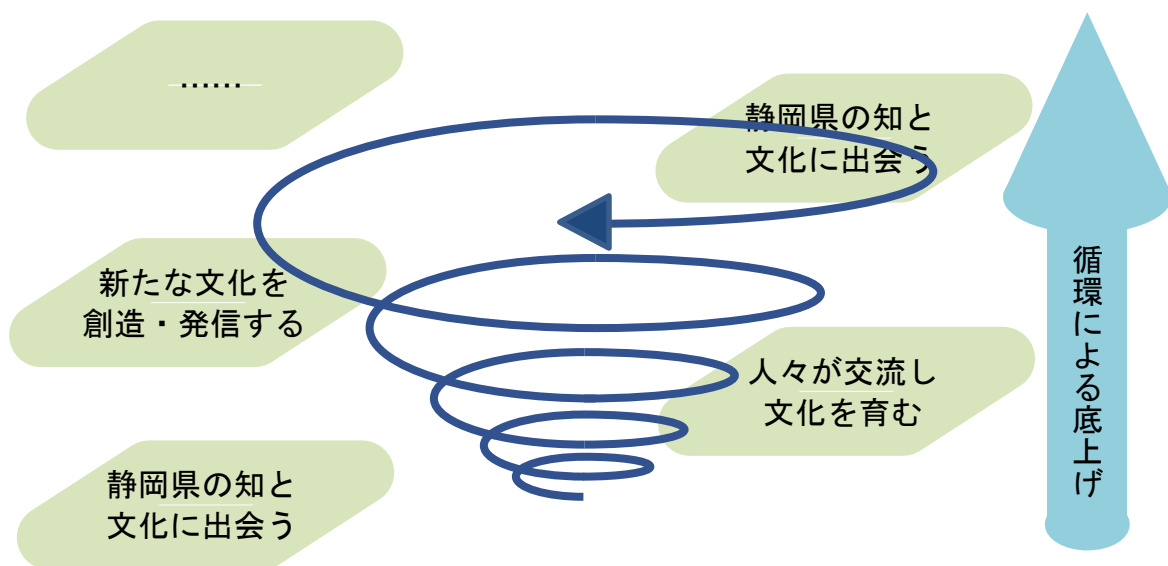
新図書館では、個人では導入が難しい設備や団体活動向けの機材等を配置して実践の場とするとともに、ホールやセミナールームなど、新たに創り出した静岡の文化を県民に伝達・発信可能な諸室を設ける。設備・諸室を活用した事業も併せて計画することで、新図書館で得た知識・体験を基に、新しい文化が創造され、県民に発信される、新しいタイプの図書館となることを目指す。

事業については、上記以外にも県民等から様々なアイデアを募集するとともに、企業やNPO法人、市民団体、教育機関、ボランティア等とも積極的な協働を図る。

6-4 学び・交流・創造の文化循環

新県立中央図書館は県民が様々な知識と出会い、交流し、新たな文化を創り出す、生涯学習を体現した図書館となる。さらに、この一連の流れを一過性のものとせず、生み出された文化を再発信・提供することで、文化創造が循環され、静岡全体の文化水準が底上げされる場となる。

新図書館では県民が創造・発信した静岡の新たな文化について、本や各種メディアなどで記録・蓄積し、配架・展示を行うとともに、交流事業等でも活用する。創造された文化について学び、交流を通じて知識を深めることで、県民の意欲をかき立て、次の文化創造活動のきっかけとなる、循環の流れを創出する。



図：学び・交流・創造の文化循環

この循環を通じて、新たな文化が次々と生み出される、文化活動が活発になされる図書館となることを目指す。

7 施設整備計画

新県立中央図書館の目指すべき姿や役割の実現に必要な施設整備を行う。

例えば、公開書庫の設置により多数の資料を直接手に取れる環境を提供することで、人と本とが出会う機能を強化するなど、これまで以上に直接的かつ強力に県民を生涯学習や読書活動へ誘う拠点を構築する。

7-1 整備基本方針

(1) 多様なニーズに柔軟に対応できる整備

全ての県民が安心して利用できるよう、様々なタイプの閲覧室・閲覧席を組み合わせた読書環境を提供する。

- ▶ 県民が目的に応じて選択できるよう部屋配置の工夫
(例) 親子で利用できる児童室、人が集まり学びを深め合う学習室、静かな環境で集中して調査研究ができるスペース 等
- ▶ ユニバーサルデザインに配慮した施設や設備の整備
- ▶ 親しみやすさを感じてもらえるような雰囲気づくり、県民の学びの拠点となるゆったりと落ち着いた空間づくりの実施
- ▶ 建物全体が調査や学びの活動を深める施設として有機的に機能するよう、「ムセイオン静岡」等、関連組織との連携・協働整備

(2) 東静岡駅前の立地を活かした整備

立地を活かし、より多くの県民が図書館を利用し、読書に勤しみ、静岡県の文化や歴史、産業に関心を持つ機会を創出する。

- ▶ 県民が集い、学び合いや活動を広げる場となるよう、図書館だけでなく多様な団体や機関も講座や展示などのイベントを行えるスペースの設置
- ▶ 駅利用者及び周辺の学生等がスムーズに立ち寄れる動線への配慮
- ▶ バスや自家用車などアクセスへの利便性も踏まえた、路線バスなど交通インフラへの働きかけや十分な駐車場の検討

(3) 豊富な資料が揃い、資料を主体的に活用できる整備

県民が豊富な資料を直接閲覧できる機会を増やすことで、様々な資料との出会いを創出する。

- ▶ 開架冊数の増加及び公開書庫の設置
- ▶ 課題解決型サービスに繋がる特定テーマに関するコーナーの設置
- ▶ レファレンスや貴重資料の閲覧など利用者が職員の支援を受けやすいカウンターの配置

また、貸出、盗難防止等に最新の情報通信技術を導入・活用し、利用者が快適に新
県立中央図書館を利用できる環境を整備する。

(4) 静岡県に関する情報インフラとしての整備

資料・情報の媒体や表現形式、形態等にとらわれることなく、知の収集を図る。

- 地域資料・地域の情報について、非冊子体の媒体も含めた網羅的な収集
- 資料のデジタル化や音訳化・点訳化を進めるための作業室や設備の確保、及びそれら設備を県内図書館全体で活用できるよう整備
- 地域産業や観光、自然など静岡県に関する情報や産物、関係機関の情報等の紹介

(5) 市町立図書館や大学専門図書館等への支援のための整備

県内図書館の支援のため、閲覧室・書架以外の各種施設以外に、市町図書館支援に繋がる設備を整備する。

- (例)・「おうだんくんサーチ」や相互貸借システムなど県内図書館の情報ネットワーク設備や機能
- ・相互貸借資料の受取・仕分け・発送及び巡回車の運行等に必要な設備や機能を備えた協力車発着ステーション など

(6) 保存機能の強化

今後の蔵書増加に対応するために、十分に余裕を持った収蔵能力を確保する。
また、「葵文庫」「久能文庫」など静岡県の歴史財産を適切な環境で保存し、後世に引き継ぐための設備を整備する。

7-2 年間来館者数の設定

新県立中央図書館の環境と、他の都道府県立図書館の整備状況を基に、新県立中央図書館における来館者数を100万人程度と想定する。

<参考：他の都道府県立図書館との比較>

区分	静岡県		岡山県（来館者1位）		山梨県（来館者2位）		
	現行	新	旧	新(H16.3～)	旧	新(H24.3～)	
来館者数(人)	217,539	1,000,000	134,846	1,061,175	151,097	932,692	
施設内容	①生涯学習・読書活動の拠点 ②ふじのくにが何でもわかる ③市町立図書館等を支援 ④県民が出会い、交わり、 <u>新しい文化を育む</u>		①県民に開かれた図書館 ②県域の中核となる図書館 ③調査・研究センター ④デジタルネットワーク対応 ⑤資料保存センター		①全ての県民のための図書館 ②県民が創造する図書館 ③開かれた図書館 ④成長する図書館 ⑤県民の活動を支える図書館 ⑥文化を支え創造する図書館		
周辺環境	駅乗降数 (人/日)	JR草薙駅 17,062 徒歩 20分	JR東静岡駅 15,526 (JR静岡駅 116,000) 徒歩 3分	JR岡山駅 132,746 徒歩 20分	徒歩 30分	JR甲府駅 27,292 徒歩 10分	徒歩 3分
	タイプ	郊外型	駅隣接型	市街地型	市街地型	市街地型	駅隣接型
	市人口(人) (県人口)	712,000 (3,786,106)		708,000 (1,939,722)		193,000 (855,502)	
	市図書館 (新県立との距離)	静岡市立御幸町図書館 (2.7)		岡山市立幸町図書館 (1.2)		甲府市立図書館 (1.4)	
	その他施設	県立美術館	グランシップ	・県立美術館、博物館 ・後楽園		・県立科学館 ・舞鶴城公園	

7-3 収蔵冊数の設定

新県立中央図書館では、知識との出会いを創出するため、収蔵冊数を最大200万冊程度と設定する。

近年開館した都道府県立図書館の平均収蔵冊数が185万冊である点を踏まえ、また開館後40年程度先の資料収集を見据え、利用者が多数の資料に触れられる環境の構築を目指す。

<参考：2000 年以降開館の都道府県立図書館の収蔵能力等>

県名	人口 (人)	建設時期 (年・月)	図書収容能力 (万冊)	開架収容能力 (万冊)	閉架収容能力 (万冊)	蔵書冊数 (万冊)
石川	1,157,042	検討中	230	30	200	83
長崎	1,404,103	2019.11	202	25	177	119
沖縄	1,461,231	2018.12	216	30	186	85
高知	740,059	2018.7	205	34	171	73
山梨	849,784	2012.3	110	15	95	65
岩手	1,289,470	2005.9	153	24	129	77
奈良	1,387,818	2005.3	125	25	100	71
岡山	1,933,781	2004.3	230	30	200	136
福井	799,220	2002.8	190	30	160	127
平均	1,224,723		185	27	158	93

※人口、建設時期、蔵書冊数は『日本の図書館 2017』より。

各収容能力は 2012 年の各館調査結果より。

新館は各館の基本計画及び施設概要より。

併せて、豊富な資料を身近に使える環境整備のため、公開書庫を設置する。開架と公開書庫、両者から利用者が多数の本を直接手に取れる環境を提供し、この資料数において国内公共図書館で日本一を目指す。

7-3-1 開架冊数の設定

新県立中央図書館では、現図書館閲覧室における床のひび割れ以前の状況を復元するとともに、新刊図書の受入分も考慮し、下記のように開架冊数を設定する。

現図書館最終		新図書館開館時	
閲覧一般	80,000	220,000	閲覧一般
閲覧地域	20,000	30,000	閲覧地域
児童	115,000	120,000	子ども図書館
(小計)	215,000	370,000	(小計)
書庫	525,000	370,000	固定書庫
外部書庫	200,000	200,000	集密書庫
(合計)	940,000	940,000	(合計)

開架冊数として、全国の都道府県立図書館でもトップクラスの冊数である 37 万冊を配架する。

7-3-2 公開書庫の設定

公開書庫には書庫資料のうち、比較的利用が見込まれる資料を中心に配架する。冊数として、現県立図書館の書庫の冊数を基に 37 万冊を想定し、閲覧室の本と合わせ

て74万冊とすることで、まさに多数の知に触れられる環境を提供する。なお、資料整理・保存の観点から、公開書庫利用者には事前のレクチャーを行うとともに、書庫入室や資料利用・返却等について一定のルールを整備する。また利用者の安全性を考慮して固定書架の採用を原則とするほか、書庫を一時的に開放するバックヤードツアーを実施するなど、公開書庫利用申請者以外でも利用者が立ち入る機会を多く設ける。

おって、利用者から公開書庫資料の閲覧依頼があった際には出納でも対応するなど、利用者の要求に合った資料提供を行う。

7-3-3 閉架書庫の設定

閉架書庫は現図書館で外部保管となっている資料20万冊を中心に、保存を主とした資料100万冊程度が配架できる書架を設置する。書架として集密書架等を導入し、将来的な収容能力を担保するとともに、温度湿度等の保存環境、落下防止装置や免震車輪等の防災機能等の安全機能にも配慮する。

なお、貴重資料は専用の貴重書庫で保管する。厳密な温度湿度光量等の管理、防災防虫防カビ対策に加え、保存処理室の併設や図書の平置き等、保存環境にも配慮し、長期保存のための管理を徹底する。

7-4 閲覧席の設定

生涯学習の拠点として多数の閲覧席を備えるとともに、読書や調査研究、児童書の読み聞かせなど、多様な要求に応えられる様々なタイプの閲覧席を用意する。なお、席数については他の都道府県立図書館の例も参考に、利用者のニーズに合った席数を設定する。

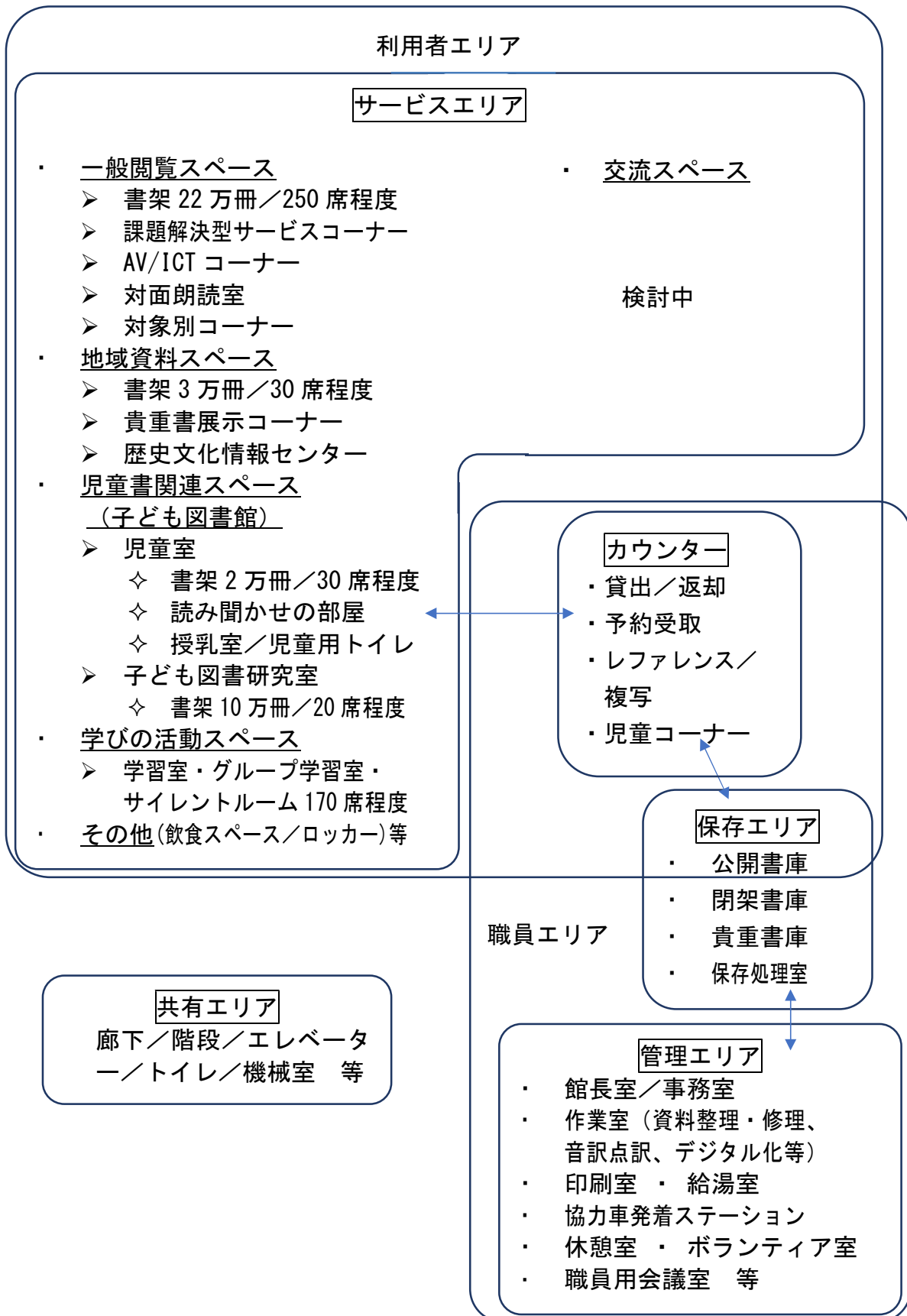
7-5 必要諸室の設定

7-5-1 必要機能空間

エリア	スペース	内容	概算面積	
サービスエリア	一般閲覧スペース	書架 22 万冊／閲覧席 250 席程度、カウンター、課題解決型サービスコーナー、AV/ICT コーナー、対面朗読室、対象別コーナー 等	6,600 m ² 程度	
	地域資料スペース	書架 3 万冊／閲覧席 30 席程度、カウンター、貴重書展示コーナー、歴史文化情報センター 等		
	児童書関連	児童室		書架 2 万冊／閲覧席 30 席程度、児童カウンター、読み聞かせの部屋、授乳室、児童用トイレ 等
		子ども図書研究室		書架 10 万冊／閲覧席 20 席程度
	学びの活動スペース	学習室・グループ学習室・サイレントルーム 170 席程度 等		
	その他	飲食スペース、ロッカー 等		
	交流スペース	検討中	検討中	
保存エリア		公開書庫、閉架書庫、貴重書庫、保存処理室	4,400 m ² 程度	
管理・共有エリア	事務室、作業室、倉庫 等	館長室／事務室、作業室（資料整理・修理、音訳点訳、デジタル化等）、印刷室、給湯室、協力車発着ステーション、休憩室、ボランティア室、職員用会議室 等	5,000 m ² 程度	
	廊下、階段、EV、トイレ、機械室 等	廊下、階段、エレベーター、トイレ、機械室 等		
合計			16,000 m ² 程度 +検討中	

※面積は、岡山県、山梨県、高知県等の図書館面積を参考としている。

7-5-2 機能相関図



7-5-3 諸室コンセプト

施設全体の基本的な構想は「サービスエリア」、「書庫エリア」、「管理エリア」の3エリアを想定している。

(1) サービスエリア

【一般閲覧スペース】

・書架／閲覧室

利用者の多様なニーズに対応可能な様々なスペースを組み合わせて提供する。

・課題解決型サービスコーナー

健康・医療情報サービスなど、住民の身近な課題に関する特定分野の資料について、日本十進分類法によらない特設のコーナーを設置する。

・AV／ICTコーナー

視聴覚閲覧機器やインターネット閲覧設備、拡大読書機、資料撮影台などの情報機器等を設置する。

・対面朗読室

利用者の求めに応じ、資料の朗読サービスを行う部屋を設ける。

・対象別コーナー

ティーンズなど特定のサービス対象に向けた資料を集めて提供する。サービス対象に合わせ、サインや配架方法等も工夫し、利用しやすいコーナーとする。

上記のほか、新聞閲覧コーナーなど提供サービスに応じたスペースを設ける。

【児童書関連スペース（子ども図書館）】

・児童室（書架／閲覧室）

子どもやその保護者が快適に過ごせるスペースとする。なお他のスペースとの配置関係に注意し、賑わいと静寂の双方に支障のないよう設定する。

・読み聞かせの部屋

・子ども図書研究室（書架／閲覧室）

子どもの読書活動に関わる県民に向けた調査研究用の部屋を備える。なお入室の際には年齢等条件を設ける。

その他、子ども用トイレ、授乳室等の設備を用意するほか、託児など館内に設ける児童関係サービスについても案内を行う。

【地域資料スペース】

静岡県に関する地域資料を提供するだけでなく、県史編さん資料や公文書なども交えて提示し、静岡県の文化を県民に広く公開する。

・書架／閲覧室

・貴重書展示コーナー

「葵文庫」「久能文庫」など県立図書館が所有する貴重書を展示する。

・歴史文化情報センター

静岡県史編さん事業で収集した資料を提供する。

【学びの活動スペース】

- ・学習室、グループ学習室、サイレントルーム

県民が部屋を予約し調査研究が行える学習室等を整備する。

【交流スペース】

検討中

(2) 書庫エリア

固定書架に加え集密書架等の組み合わせによる高い収蔵能力と、資料保存に適した温度や湿度を管理できる保存環境を確保する。ほか、貴重書やマイクロフィルム等の資料を長期にわたって適切に保存・管理できるよう、厳密な温度湿度光量の管理、防災防虫防カビ対策を施した貴重書庫と、それらの保存処理を行う保存処理室を設ける。

また、利用者が出入り可能な公開書庫を設置し、来館者が多数の資料に直接アクセスできる環境を整える。

(3) 管理エリア

【事務室、作業室、協力車発着ステーション、文書保管庫、倉庫等】

各エリアの動線や資料の搬送等に配慮した位置に事務室を設け、資料の整理や修理、デジタル化などの各種作業を行う作業室も設ける。さらに、図書館職員の会議等を行うための職員用会議室や、そのほか職場に必要な給湯室、更衣室、休憩室、文書保管庫、倉庫等も配置する。

また、協力車事業を円滑に行うため、資料搬送に配慮した位置に協力車発着ステーションを設ける。

【廊下、階段、機械室等】

職員も働きやすい動線となるよう工夫する。

7-6 各種の設定

7-6-1 スペースの配置

多様な目的で利用される図書館は、静寂を求める層、談話可能な場所を求める層、賑わいを求める層など、図書館環境に対する要望にも違いがある。それぞれの利用者が快適に過ごせるよう、目的ごとにスペースを適切に配置する。

なお、これらスペースを分けるだけでなく、利用者同士が適度に交わるようスペースを配置し、交流が生まれるよう工夫する。

7-6-2 家具・備品・サイン

閲覧室の書架は、本の高さや形態によって、高さや奥行き、背板の有無等がフレキシブルに変更可能となるものを設置し、また、書架間にも閲覧用のイスやソファを置くなど利用者の利便性を高める。さらに、コインロッカーやブックカートなど、来館者の多様な来館目的に対応できる備品を備える。

これら備品はスペース毎の目的に合った形態や機能を備え、またスペースの自然な区別が誘発される環境づくりを心がける。なお、使用する家具・備品は、県産材の書架や地場産業である家具等を積極的に取り入れるほか、安全性・防災対策がなされた機材を配置し、特に免震設計は全備品に対して配慮する。

サインは施設のサイン全体に関するデザインガイドラインを策定し、建物、什器との調和を図る。その際は、規格に対応したピクトグラムを活用するとともに、ガイドラインやツール等も活用し、多言語表記、点字、色彩等、多種多様な来館者の属性に配慮したものとする。さらに、視覚だけでなく、音や光によるサインの実施についても考慮する。

7-6-3 駐車場

駐車場はグランシップとの共用とし、一体で整備する。また、一般車両のみならず障害者用、業務用車両駐車、公用車用駐車等、様々な車両の利用を踏まえた動線のガイドも考慮する。

8 管理運営体制

新県立中央図書館が十分に運用・活用されるよう、全館移転に際しより良い管理運営体制について検討する。

新館での業務を踏まえた職員配置、民間のノウハウも活用した運営体制、職員の専門知識を育成する研修体制、さらには防災体制、評価方法等を検討することで、効果的・効率的な管理運営体制を構築する。

8-1 開館時間・休館日

新県立中央図書館は、東静岡駅前という立地状況に加え、グランシップなど文化施設が集う場に移設され、現図書館とは別の利用者層が新たに来館することが予想される。

そのため、開館時間・休館日は、現行の運用を基に、夜間利用への配慮など利用者ニーズを考慮し、周辺施設との連携・協力を図りながら弾力的に決定する。

8-2 業務体制

8-2-1 業務概要

新県立中央図書館の業務概要について下記に例示する。

部門	主な業務
資料整備	図書・雑誌・視聴覚資料の選書・収集・受入・整理 貴重書の管理・保存・整理
サービス	利用者登録、貸出・返却、リクエスト、複写サービス 障害のある人・高齢者・多文化サービス 資料の選書・レファレンスサービス 課題解決型サービス・対象別サービス 展示・講座・イベント活動 児童室・子ども図書研究室の運営 ふじのくにアーカイブの活用・資料のデジタル化 県史編さん資料の保存・整理・公開・データベース化
振興・協力	市町立図書館職員への研修の実施 協力貸出・相互貸借 市町立図書館の支援・協力 大学・専門図書館との連携・協力 県域サービス（市町立図書館等、受取サービスなど） 図書館条例未設置自治体への設置支援 図書館活動の振興 読書活動の推進
総務・企画	予算・決算 文書管理・施設財産物品管理 給与・サービス・福利厚生 図書館協議会の運営 図書館サービス計画の企画・立案と事業管理 図書館の広報 関係機関・団体との連絡調整 電算及びシステムの維持管理 諸室・機材の利用管理

8-2-2 職員人数の算定

新県立中央図書館の職員人数は、担うべき役割を果たすために、想定面積・来館者数の増加やサービスの拡大に伴った、適正数を検討する必要がある。

2000年以降に開館した図書館の平均職員総数は60.4人となっており、面積及び来館者数に応じた職員配置が求められる。

<参考：2000年以降新規開館済の都道府県立図書館の職員数等（平成28年度末）>

県名	人口(人)	開館(年)	延床面積(m ²)	来館者数(人)	職員総数(人)
新静岡県立中央図書館	—	検討中	15,800	1,000,000	検討中
山梨県立図書館	849,784	2012	10,555	908,706	43.8
岩手県立図書館	1,289,470	2005	10,590	429,892	69.5
奈良県立図書情報館	1,387,818	2005	11,821	559,135	47.5
岡山県立図書館	1,933,781	2004	18,193	1,044,298	96.1
福井県立図書館	799,220	2002	14,297	647,241	45.0
5館平均	1,252,015	—	13,091	717,854	60.4
全国平均	2,724,813	—	11,818	366,928	58.1
現静岡県立中央図書館	3,770,619	1970	8,817	217,539	46.0

出典：『日本の図書館2017』

資料・情報が県民の生涯学習や読書活動の中で有効に活用されるためには、その支援をする専門性の高い職員（司書有資格者等）を継続的に適正数配置する必要がある。適材適所のコンセプトのもと、専門職を効果的に配置するため、全職員中に占める司書の割合や、図書館業務に適正のある専門性の高い職員配置を考慮する。

さらに、司書のみならず、県の人材を活かしたサービス対象各分野の専門家や経験豊富な人材を配置し、幅広い専門性を安定して継続できる体制の構築を検討する。そして、これら職員の専門性を活かし、利用者からの先進的・専門的要求に対応できる体制を整える。

8-2-3 職員勤務体制

新県立中央図書館の立地や諸条件により、目指すサービスに応じた勤務体制が必要となる。時間帯、曜日、季節、イベント等開催による利用者数の変動や、職員の勤務形態などに留意して職員の配置を行うほか、勤務体制により、職員相互の意思の疎通、情報伝達、意見交換等の機会が減少するなどの弊害が出ないように対策を講じることも必要である。

8-2-4 災害への備え

8-2-4-1 防災体制

台風・津波や火災、水害等、災害に強い施設整備を行うとともに、資料・機器類に影響の少ない消火設備を導入するなど、資料にも配慮した災害対策を行う。併せて、危機管理マニュアルの策定や警備員の配置等、危機管理体制について、来館者が速やかに危機的状況から避難できるよう検討する。

8-2-4-2 震災対策

地震による大規模災害が予想される本県において、施設の免震化、機材の防災化など災害への対応は必須である。また、県内図書館の被災状況を迅速に把握できるよう平時より県内図書館間ネットワークを整備しておくとともに、県外の図書館や団体とも震災後の相互支援について情報共有することが求められる。

さらに、被災時には県内の被災状況を収集・発信し、支援要請を内外に発信できる体制を構築し、被災図書館が一日でも早く通常業務に戻れるよう復興支援を行うことが必要である。

これら被災時はもちろん、被災前から災害に備えた整備を行い、速やかな図書館復興支援を可能とすることが期待される。

(1) 新県立中央図書館における震災対策

- 地震や津波等への強い災害耐性を有した建築
- 耐震対策を施した書架や機材等の設置
- 新県立中央図書館及び県内図書館の被災に備えた、災害復興計画及び事業継続計画策定の検討

(2) 県内図書館に対する復興支援

- 被災時に備えた危機管理研修や情報共有体制の整備
- 被災図書館への資料提供や職員派遣等の支援
- 各被災図書館の状況集約と支援要請の発信・斡旋

(3) 県外団体との連携

- 近隣県や外部団体と被災時における援助・相互支援等についての協定締結
- 近隣県や外部団体からの被災地支援に関する受入・分配態勢の調整
- 被災により静岡県立中央図書館が機能停止した際の支援体制について検討

8-3 運営方法

8-3-1 図書館の運営形態と民間の裁量範囲

図書館の主要運営形態として、全ての業務を地方自治体の（正規・非正規）職員が行う「直営」、定型的な業務又は民間事業者の専門知識・技能を要する業務の一部を委託する「直営＋業務委託」、民間営利企業を含む地方自治体が指定する者（指定管理者）が公の施設の管理を代行する「指定管理者制度（PFI事業の特定目的会社（SPC）を指定管理者として指定する場合を含む）」などが挙げられる。それぞれの類型において特徴、裁量等に相違があるため、それぞれの長所・短所を精査したうえで、個々の業務における適切な管理運営形態について検討する。

8-3-2 新県立中央図書館の運営

管理運営のうち選書やレファレンス、市町図書館支援等の根幹機能については、直営を軸に検討を進めるが、全体としては新しい図書館機能を中心に民間のノウハウを

取り入れ、効率的でサービス水準の高い運営体制を構築する。

また、業務量の増加を最小限に抑えるため、ＩＣタグ等による蔵書管理、自動貸出機や自動返却機、座席管理システムなど、情報通信技術やコンピュータ、機械化などによって業務の効率化、省力化を強力に進める。さらに、自動化や機械化、外部化を行った業務と直営業務との円滑な連携を図るとともに、職員の専門知識を活用した利用者支援機能を向上させるため、カウンターの外に出て行うフロアワークや、図書館の外に出て行うアウトリーチサービスを重視する。

なお、交流スペースの業務については、配置する本の選書やテーマ設定、読書に関する交流事業などにおいて司書の持つ専門的な能力を活用しつつ、民間のノウハウを取り入れて自由な発想で柔軟な運営ができるよう、業務全体としては外部化する方向で検討・調整する。

8-3-3 ボランティアの参画

ボランティアの力を最大限に活かすため、ボランティアの自発性、非営利性、公共性、先駆性を尊重しながら、図書館サービスへのボランティア参画を促す。

- 読み聞かせなどの子どもの読書活動推進支援、音訳・点訳、資料の装備・修理、書架整理、さらには講座や展示、館内装飾などにおけるボランティアの積極的な受入
- 中高生・大学生のボランティアの受入
- 利用者及びボランティアが世代を超えた賑わい・交流を持てるよう、交流機会の提供
- ボランティア向け活動スペース及び作業室の設置
- 職員がボランティアコーディネーションに関する知識やスキルを身につけ活動の手助けを行うなど、ボランティア受入にかかる体制面の整備

8-3-4 職員の研修体制

一定レベル以上の図書館サービスが継続的に展開できるよう、研修を計画し、専門職員を養成する。

- 国や関連機関等が行う研修への参加促進
- 講師を招いての館内研修や視察研修、長期研修など多様な研修の計画
- 自主的な研修の参加推奨・支援及び自主研鑽の奨励
- 市町立図書館や学校図書館、大学図書館、議会図書室等、県立図書館外の図書館業務を学ぶ交流研修の検討
- 職員のほかボランティア等も含めた専門性習得機会の創出
- 研修成果を共有できる体制の構築
- 職員が講師を行うための技術の習得

以上を元に、多くの職員が専門的なスキルを身につけ、司書資格の取得、さらには

日本図書館協会による認定司書に認定されることを目指す。

【日本図書館協会による認定司書】

各地域における図書館経営の中核を担う職員として、実務経験を積み、また実践的知識・技能の継続的な修得を行う司書を評価し、日本図書館協会が認定する制度。認定に際し勤務年数や論文投稿実績など条件がある。

8-3-5 図書館評価・利用統計

限られた経営資源を活用するために統計指標を定めるとともに評価指標も設定し、良質なサービスの提供を図る。指標を基に自己評価・自己点検を通してサービスの改善を図るだけでなく、それらの統計・評価に関する研究成果等を積極的に取り入れ、PDCAのサイクルが常に新しい観点で分析できるよう体制を整える。また、県民の直接的な意見を把握するため、利用者アンケート等も実施する。

9 図書館運営を支えるICT

新館移転に伴い新規ICTソリューションを導入することで、当館が抱えている現状の課題等を解決し、新たな運営が展開できる。

例えば、自動貸出機の導入により利用者の利便性を向上させるとともに貸出業務の軽減を図るなど、ICTの活用によりきめ細かな運営の展開と効率化を両立させる。

9-1 ICT活用の基本方針

利用効果のあるICT技術の活用を図り、システム開発費、運用経費の削減を図る。

- (1) 補修・リカバリー経費を削減するため、免震や非常電源、水害対策が施された施設に設置されたサーバーの活用を図る。クラウドコンピューティング等外部サービスの利用も視野に入れるほか、予備システムや定期的なバックアップなどによる、継続可動性に優れた構成とする。また、県民の多様なニーズに対応できるよう、拡張性の高いシステムを整備し、時勢に合わせた最新技術が導入できるよう構築する。
- (2) コンピュータウイルス対策や情報漏えい防止、データの消失防止等、高度な保護対策を講じたシステム開発及び環境を構築するとともに、通信速度や帯域などシステム要件に合った最適な回線を選択し、セキュアなネットワークを構築する。
- (3) ICTタグ等に対応した図書館業務システム、自動貸出機、自動返却機を導入し、さらに盗難防止装置を図書館の出入口に設置するなどして、資料の不正持ち出しを防止する。また、新県立中央図書館の貸出カード以外に、公的・商用カードや市町立図書館のカード等が使用可能な仕組みも導入する。
- (4) 来館が難しい利用者向けに、新県立中央図書館のウェブページから資料の検索や予約、レファレンス質問など、基本的なサービスが申込みできるよう整備し、併せて業務の効率化を図るため、メールによる自動返信等も導入する。ほか視覚に障害のある人等が使いやすいようウェブページの表示等に配慮するとともに、日本点字図書館による点字や音声データのダウンロードを案内する等、障害のある人向けのサービスも提供する。
- (5) 新県立中央図書館のデジタル資料をオープンデータとして公開する「ふじのくにアーカイブ」のほか、新たなデータベースとして、県内のオープンデータと新県立中央図書館の蔵書を横断して検索できるシステムや、県内の美術館や博物館など文化財と蔵書を横断検索できるシステムなどを構築する。

上記以外にも、A I（人工知能）やA R（現実拡張）など新しいI C T技術について情報を収集し、サービスへの活用を目指す。

(6) 県内図書館向けに、図書館間の情報インフラとして横断検索システムや相互貸借システムなどを提供し、これらサービスの一部は県民にも利用可能とする。さらに、eラーニングによる研修受講として、県内図書館専用ウェブページに講師の許諾を得た研修の動画配信や研修資料等の公開等が可能な環境を整備する。

9-2 外部データベースの活用

レファレンス業務及び課題解決型サービスに有用性の高いデータベースを提供するだけでなく、講習会等を行い、利用者のデータベース活用能力の育成を図る。

- ▶ 国や県、法人が提供する無料データベースへのアクセスの整備
- ▶ 利用頻度や有用性等を踏まえた、新聞記事や法令・判例情報、ビジネス・産業情報、健康・医療情報などが検索可能である有料データベースの充実
- ▶ より高度かつ実用的な専門データベースの導入検討

9-3 インターネットの活用

簡易な調査であれば利用者自身で完結できるよう、公開されたウェブサイトにはアクセス可能なインターネット端末を用意し、国立国会図書館のデジタル資料等が閲覧できる環境を提供する。また、持ち込みP Cやスマートフォン等向けに回線・電源を無料で提供するほか、ノートP Cやタブレット端末など館内で使用可能な携帯型端末の貸出も行い、利用者のI C T利用環境を整える。

9-4 新規メディアへの対応

資料センターとしての役割を果たすべく、新たなメディアが流布された際には調査及び導入を検討するとともに、県内図書館のモデルケースとなるよう、導入実験事業の実施も視野に入れる。

なお、電子書籍の導入・貸出については、東静岡から遠い地域など、来館への障害等により生じる情報格差の解消に資する県域サービスとして期待されるが、現在は資料収集基準に合うコンテンツが十分ではないため、今後、状況を注視しながら適切な時期に導入を検討する。

10 建設から開館まで

【建設予定地】

新県立中央図書館は、東静岡駅南口県有地への全館移転により計画を進める。当該場所に移転する意義を下記に示す。

- (1) 伊豆半島から浜名湖まで東西に長い本県において、ほぼ中央の幹線駅前に新たに整備されることで、多くの県民が気軽に立ち寄りやすくなり、これまで県立中央図書館を利用したことがない県民も新たな知識・情報の取得や人との出会い、繋がりを実感してもらうことが可能となる。
- (2) 東静岡駅前という交通アクセスの優れた場所への移転によって、これまで以上に本と人が出会い、交わる機能が強化され、直接的かつ強力に県民を生涯学習や読書活動へ誘うことが期待できる。
- (3) 東静岡駅では、南北で県・市が一体となって「文化とスポーツの殿堂」の形成を進めており、県立中央図書館は、グランシップとともに南口における中核的な施設としての役割が期待される。

これら東静岡地区の特徴を踏まえたうえで、新図書館の整備を進めていく。